

(仮称) ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業

第1回

入札説明書等への質問の回答

平成25年5月17日

ふじみ野市

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	3	2	2.7				事業期間終了時の措置	事業期間終了時、当該施設を貴市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で引継ぐとありますが、引継ぎ時における施設の要求水準とは具体的にいつ決定するのでしょうか。	引継ぎ時における要求水準は、実施方針(案)等への質問及び意見の回答NO.11に記載のとおり、事業期間中の適切な修繕又は更新等の対応により、事業期間終了時に主要な構造・設備・機器等に大きな損傷がない等、基本的な性能を満たすようにしてください。
2	3	2	2.8	(1)	④		事業の対象範囲	交付金申請については、貴市が行う申請に対して、必要に応じて協力をするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	2	2.10				事業スケジュール	維持管理期間の始期が「施設引渡し日」、運営期間の始期が「運用開始日」となっていますが、それぞれの始期に応じ維持管理に対するサービス対価と運営に対するサービス対価が支払われる期間が異なるのでしょうか。その場合、引渡し以降運営開始までの準備期間については、運営に対するサービス対価は支払われないのでしょうか。	上段：サービス対価が支払われる期間は異なります。 下段：お見込みのとおりです。
4	5	2	2.10				事業スケジュール	維持管理期間は施設引渡し日からなっていますが、維持管理のサービス対価は施設引渡し日から発生する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	6	3					事業者募集等のスケジュール	入札参加資格合否の公表の日程が、入札書類の受付締切後の日程となっています。通常は、一次審査として入札参加資格の有無が確認され、入札参加資格を有するグループが入札に参加するという流れかと思えます。入札書類提出前に入札参加資格の有無を公表いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	7	4	4.1	(2)			入札参加者の構成等	「…入札参加グループの代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。」とありますが、貴市が想定する構成企業の組成のお考えはあるのでしょうか。ご教示願います。	入札参加グループの代表企業以外を構成企業とすること以外は特にありません。
7	7	4	4.1	(2)			入札参加者の構成等	「…代表企業あるいは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業という。…」とありますが、当該業務を実現するための経理会社、保険会社、弁護士、銀行等のSPCから直接受託する企業も、協力企業に該当するのでしょうか。ご教示願います。	協力企業に該当しません。
8	8	4	4.2	(11)			入札参加者の参加資格要件	「…なお、協力企業については、他の入札参加グループの協力企業となることは可能とする。」とありますが、協力企業となっている設計事務所、建設会社でも他の入札参加グループの協力企業となり得ると考えてよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	お見込みのとおりです。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
9	10	4	4.4				特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの保有する株式につき、全ての出資者は、本市の事前の書面による承諾なしに、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならないとありますが、SPCに対する融資(プロジェクトファイナンス)は、当該株式の担保権設定等が必須となることから、当該条項の後に、「本市は、事業者が金融機関からの資金調達のために承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、この承諾を速やかに与えるものとする」という趣旨の文言追加をしていただけませんか。	原案のとおりとします。
10	11	4	4.5				参加資格要件確認基準日	…仮契約締結後、市議会の承認が得られず契約締結が行えない場合、本市はその責を負わないものとすると思いますが、SPC側と相互間に債権債務が生じないとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
11	13	4	4.7	(9)			入札に関する手続き	登記簿謄本(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)となっておりますが、入札参加資格審査書類提出日より3ヶ月以内との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
12	16	4	4.9				入札予定価格	予定価格 5,365,901,000円とは入札書(様式集(入札書類審査)様式A-3)に記入する金額に対応するもの、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	17	4	4.9				入札予定価格	運営費の上限価格が示されていますが、この内容は事業契約書案別紙4のとおり、運営業務費のうち、消費税等を含まないサービス対価との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙4表2の「②維持管理費及び運営業務のサービスの対価(消費税及び地方消費税を含まない)」です。
14	17	4	4.9				入札予定価格	運営費の上限価格 3,302,938,000円とは入札価格計算書(様式集(入札書類審査)様式A-4)の「2. 維持管理及び運営業務のサービスの対価」に対応するもの、という理解でよろしいでしょうか。	NO.13を御参照ください。
15	17	4	4.9				入札予定価格	「運営費の上限価格は3,302,938,000円(消費税及び地方消費税を含まない)」とありますが、「運営費」とは給食運営費のことでしょうか。それとも維持管理費、運営費及びその他費用を含めた金額でしょうか。	NO.13を御参照ください。
16	18	5	5.1		⑦		審査方法	なお書きにて、低入札価格調査基準価格を設定するとありますが、設定価格について公表されるのでしょうか。また非公表の場合、価格を下回ると失格となるのでしょうか。	前段(案):設定価格は、落札者決定の公表時に公表します。なお、後段(案):低入札価格調査基準価格を下回った場合は、事業継続ができるかどうかのヒアリングを行い、落札者として認めるかどうかを判断します。
17	19	6	6.1		⑧		立地条件等	「造成工事は、本市で実施する。(平成26年10月頃完成予定)」とありますが、市道75号線側の敷地内にある農業用水のパルプ撤去等の工事も造成工事範囲と考えてよろしいですか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
18	19	6	6.1		⑧		立地条件等	「造成工事は、本市で実施する。」とありますが、建設時の残土搬出量削減等できるよう、造成時に予め地盤高さを考慮されてははいかがでしょうか。	御意見として承ります。
19	20	6	6.4		①		資金計画・事業収支計画に関する条件	提案は、「条件を統一するため、食数は5,300食/日として提出」とありますが、給食提供日数は、184日/年として、運営費を算出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	20	6	6.4		①		資金計画・事業収支計画に関する条件	「提案にあたっては、条件を統一するため、食数は5,300食/日として算出すること」とありますが、事業期間中の各年度の給食提供日数が不明ですので、年間の食数を条件として提示いただけますでしょうか。	No.19を御参照ください。
21	20	6	6.4		①		資金計画・事業収支計画に関する条件	提案にあたって、条件を統一するため、食数を5,300食/日とするのは資金計画・事業収支計画に限る、という理解でよろしいでしょうか。	運営業務に係る資金計画は、5,300食/日として算定してください。(本施設の施設規模や厨房機器類、什器・備品は最大7,000食/日を提供するものとして算定ください。)
22	20	6	6.4		②		資金計画・事業収支計画に関する条件	基準金利の改定が平成37年12月末にあるかと思いますが、提案においては、改定前の基準金利も改定後の基準金利も2%として算定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	20	6	6.4		②		資金計画・事業収支計画に関する条件	割賦手数料のスプレッドは、基準金利改定前と改定後で同じ利率との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「施設費とは、設計費、建設工事費…その他施設整備に関する初期投資と認められる費用…をいう。」とありますが、SPC設立費、設計・建設期間中のSPC管理費、弁護士費用等の初期に係る諸経費も「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P20の6.4③の施設費を「施設費の一部」に修正します。施設費の一部とは、事業契約書別紙4表2の「ア施設費」のうち、設計費、建設工事費(厨房機器等設置工事、外構工事に係る費用を含む。)、工事監理費のみが対象となり、調査費、什器・備品等設置費、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用は除外します。
25	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時金支払い額を算定する際に用いる施設費には、SPCの設立や融資組成等に関連する費用も含まれますでしょうか。	No.24を御参照ください。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
26	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	施設費とは入札価格計算書(様式集(入札書類審査)様式A-4)の1.①の施設費と同一、という理解でよろしいでしょうか。	NO.24を御参照ください。
27	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「共同調理場及び付帯施設に対するもの(246,850,000円(消費税及び地方消費税を除く。))」とは、要求水準書P14における、本体施設の給食エリアを整備する費用のうち246,850,000円に至るまでの金額であり、給食エリア内の厨房機器、什器・備品の調達費用を含むが、本体施設の一般エリアおよび付帯施設(外溝を含む)を整備する費用は含まない、という理解でよろしいでしょうか。	NO.24を御参照ください。
28	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	施設費のうち、「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」として、SPC設立費等のSPC管理費(初期費用)は含まれますか。	NO.24を御参照ください。
29	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	国庫補助対象事業費のうち、「共同調理場及び付帯施設に対するもの」については金額の上限がある一方で、「太陽光発電設備の導入に関するもの」については金額の上限がないもの、という理解でよろしいでしょうか。	国庫補助対象事業費は、「共同調理場及び付帯施設に対するもの」：246,850,000円(消費税及び地方消費税を除く。)に、「太陽光発電設備の導入に関するもの」：太陽光発電設備設置工事費(うち、1/3は補助金、2/3は起債)を加えた額です。「太陽光発電設備の導入に関するもの」については金額の上限はありません。
30	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	国庫補助金対象事業費のうち、共同調理場及び付帯施設に対するもの(246,850,000円(消費税及び地方消費税を除く。))については、基本的に一時金支払額として支払われることが確定しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「施設費とは、設計費、建設工事費…及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」とありますが、「(施設費-国庫補助対象事業費)×95%…②」を算出するにあたっては、税抜きの金額で算出するのではないのでしょうか。	入札説明書の「及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」を削除するように修正します。
32	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「太陽光発電設備設置工事費とは、太陽光パネル…及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」とありますが、国庫補助対象事業費を算出するにあたっては、税抜きの金額で算出するのではないのでしょうか。	入札説明書の「及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」を削除するように修正します。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
33	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金は平成28年2月末に支払われる予定とのことですが、事業者側に落ち度がない場合でも支払日が変更(遅れる)になることはあるのでしょうか。	現時点では一時支払金の支払日の変更は想定していません。
34	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金が提案時と異なる金額になる可能性があるとのことですが、一時支払金額はいつ確定するのでしょうか。	一時支払金の金額は、設計費、建設工事費、工事監理費が確定次第、決まるため、本施設の建設工事が終了する頃と想定されます。
35	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	文章内に、「一時支払い金」と「一時支払金」を分けて使用されているのには理由がございますでしょうか。特段なければどちらかに統一をお願い致します。	「一時支払金」に統一するように入札説明書を修正します。
36	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金の金額変更があった場合、事業者が発生するコストは貴市の負担ということですが、この発生するコストのなかには、事務手数料・弁護士費用・スワップブレークコスト・ブレークファンディングコスト・逸失利益が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	20	6	6.4		④		資金計画・事業収支計画に関する条件	光熱水費を入札書類審査書類H-2に記載することとなっておりますが、光熱水費の金額は貴市への参考の資料として提示するのであって、審査の対象には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	光熱水費の削減については、審査の対象となります。
38	20	6	6.4				資金計画・事業収支計画に関する条件	消費税率はH26年4月より8%、H27年10月より10%となることが現在予定されておりますが、今回ご提出する資金計画・事業収支計画においては当該予定を考慮した消費税の算定は不要という理解でよろしいでしょうか。当該増税が、事業者から貴市に納付する契約保証金の算定にも影響を及ぼす場合、実態ベースとしてはキャッシュ不足となる可能性がございます。	資金計画、事業収支計画の算定には消費税抜きの金額で記載してください。契約保証金については、消費税を含めた金額となります。
39	20	6	6.5		①		本市の費用負担	光熱水費については貴市負担と明記されていますが、水道加入金ならびに下水道受益者負担金についても貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
40	20	6	6.5		①		本市の費用負担	維持管理及び運営期間中の光熱水費は貴市負担ですが、運営業務の範囲に開業準備業務も含まれるため、開業準備期間中も貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。 維持管理期間:施設引き渡し日(平成27年12月28日)～ 開業準備期間:平成28年1月～3月末 運営期間:運用開始日(平成28年4月1日)～	お見込みのとおりです。
41	22	7	7.1	(1)			契約手続き	「落札者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書(案)の内容について提案書提出時に未定であったもの以外は変更しない」とありますが、当選後の協議をお願いできないでしょうか。	原則として原案のとおりとします。
42	22	7	7.2	(3)			契約の枠組み	「事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、提案書提出時に未定であったもの以外は変更しない」とありますが、当選後の協議をお願いできないでしょうか。	原則として原案のとおりとします。
43	22	7	7.3				契約金額	契約金額算定に係る消費税は、一律5%計算でよろしいでしょうか。	契約時の消費税率に依りますので、入札説明書7.3の通り、「契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額」と御理解してください。
44	23	7	7.5				事業者の事業契約上の地位	「事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡し、又は担保の提供その他の方法により処分してはならない～」とありますが、SPCに対する融資(プロジェクトファイナンス)には、当該地位譲渡予約契約等が必須であることから、本条項最後に「本市は、事業者が金融機関からの資金調達のために承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、この承諾を速やかに与えるものとする」という趣旨の文言追加をしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
45	23	8	8.2				本市の債務不履行に起因する場合	「本市の債務不履行により事業継続が困難となった場合」には、平成26年10月造成完了も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	23	8	8.4				金融機関との協議	本条において、「直接協定を締結することがある」との記載ですが、本案件は、所謂「ハコモノ」とは異なり「給食センターの運営事業」であり、かつ15年に渡る運営期間を有することから、事業継続の安定性確保の点から本条項最後に「融資金機関が、直接協定の締結を求めた場合には、当該協定締結に向けた協議を速やかに行う」旨の文言を追加していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	1	2		4	1			契約関係書類の適用関係	本件「質問・回答」における貴市の回答内容も「契約関係書類」に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	質問回答は、契約関係書類の内容を補完するものです。
2		○	3	3		10	1	(5)		事業期間	維持管理期間は施設引渡し日からなっていますが、維持管理のサービス対価は施設引渡し日から発生する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		○	4	4		13	1			設計の第三者への委託	SPCより業務の委託を受けた第三者が、さらに別の者に再委託をする場合には、貴市の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	下請負人の名称その他の情報を事前に市に届けてください。
4		○	5	4		17	3			設計の変更	この場合の「追加的費用」には、金融費用(たとえば設計変更により設計・建設期間が延びてしまっことにより生じる金融機関からの借入金利の増加分等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、あくまでも合理的な範囲に限ります。なお、合理的な範囲の解釈については、具体の事案が発生した段階で、市とSPCが協議の上、市が決定します。
5		○	6	4		19	1			設計の完了	貴市へ提出した設計図書等に問題がない場合、貴市から事業者に対して通知があるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6		○	6	5	1	20	3			本施設の建設・工事監理	「建設着手の許可通知」を受けるための条件等をお示し頂けないでしょうか。	設計内容について要求水準書、事業者提案、その他協議にて合意した事項等が設計内容に反映されていることが必要です。
7		○	6	5	1	21	1			建設の第三者への発注	事業者から、構成員である建設企業に対して請け負わせることについても、事前に貴市のご承諾をいただく必要がありますでしょうか。この場合、入札時(事前のご承諾前)においては、確実に建設企業への請負発注を認めていただくことを前提にしておいてよろしいのでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです、各企業が参加資格要件を全て満たしていることが前提となります。
8		○	7	5	1	22	4			工事監理者	月報及び工事管理報告書を翌月5日までに提出させ、これをその翌々日までに市に対して提出するとあり、市との協議にて変更できるとことになっておりますが、書類作成の煩雑さを鑑み再検討願います。	原案のとおりとします。
9		○	9	5	2	28	2			工期等の変更	市が実施する造成工事の完成が遅延した結果、工期の変更が必要になった場合には、本項が適用されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		○	9	5	2	29	1			工期等の変更による費用負担	「合理的な増加費用」には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
11		○	9	5	2	29	1			工期等の変更による費用負担	市が実施する造成工事の完成が遅延した結果、工期が変更された場合には、本項が適用されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
12		○	9	5	2	29	2			工期等の変更による費用負担	事業者の責めに帰すべき事由により、工期が遅延した場合、市に発生した損害を負担すると規定されておりますが、この工期遅延が影響し、結果として、第48条の維持管理等の業務開始遅延につながった場合、事業者はそれぞれに損害を負担することになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
13		○	9	5	2	30	2			工事の一時中止	この場合の増加費用には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。



事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
14		○	10	5	3	33	1			市による本施設の完成検査通知	事業者が完成検査に合格したときは、事業者に対し速やかに完成検査結果通知書を交付して頂ける、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15		○	11	5	5	36	2			(設計及び建設工事等の契約保証)	「本施設の設計、建設工事及び工事監理の費用に相当する」の「設計」とは様式H-1で指すところの「1 調査・設計費」総額でしょうか。それ以外の場合はご教示ください。	お見込みのとおりです。
16		○	11	5	5	36	2			設計及び建設工事等の契約保証	「本施設の設計、建設工事及び工事監理の費用に相当する金額」とありますが、第68条第4項(1)アに規定されている「別紙4に記載する～調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額」と同様でしょうか。	お見込みのとおりです。
17		○	11	5	5	36	2			設計及び建設工事等の契約保証	契約保証金の額は、P43「表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール」における②及び③の合計額の10分の1と一致する、という理解でよろしいでしょうか。	No.16を御参照ください。 「様式H-1 施設費見積書」の「1 調査・設計費」～「5 什器・備品等」の合計及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上となります。
18		○	11	5	5	36	2			設計及び建設工事等の契約保証	契約保証金の金額は、本施設の設計・建設工事・工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額合計の1/10以上とすることですが、ここで規定されている消費税等相当額とはいつの時点の消費税率で算定するのでしょうか。 また現在予定されているスケジュールから、設計・建設期間中に消費税率が上昇する可能性は非常に高いと考えますが、当該増税がなされた場合、同条4項記載の「契約金額の変更」に該当するのでしょうか。	前段:消費税8%を想定して計算してください。なお、消費税の扱いについては、川越税務署にも御確認してください。 後段:お見込みのとおりです。
19		○	12	5	5	36	4			設計及び建設工事等の契約保証	但書について、「ただし、保証の額の変更に伴う経費は、市の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責に帰すことのできない事由により契約金額の変更があった場合には、市が負担するものとし、事業者の責めに帰すべき事由により契約金額の変更があった場合には、事業者が負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
20		○	12	6		38	2			本施設の引渡しの方法	登記費用は建物所有者様(貴市)にてご負担いただくのが自然かと思いますが、いかがでしょうか。	事業者側の負担とします。
21		○	12	6		39	1			本施設の引渡し期日の変更	「合理的な増加費用」には金融費用(引渡予定日の2営業日前に当該事象が発生した場合の違約金を含む)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
22		○	13	6		40	1			本施設の所有権保存登記	貴市にてなされる所有権保存登記手続きに要する費用は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。(38条2項における「事業者は・・・引渡しに際して生じる一切の費用を負担する」との齟齬があるように思えたためです。)	事業者側の負担とします。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
23		○	14	7	1	43	1			本施設の維持管理及び運営業務	引渡し日から運用開始日の前日までは維持管理業務のみを行ない、運用開始日から平成43年3月31日までは維持管理業務及び運営業務を行なう、という理解で間違いありませんでしょうか。	基本的には、お見込みのとおりですが、運用開始日までに運営業務の開業準備業務を行ってください。
24		○	14	7	1	43	2			本施設の維持管理及び運営業務	維持管理及び運営業務仕様書を作成するとありますが、市に提出は必要でしょうか。必要であれば期日をご教示ください。	引渡予定日の2ヶ月前の日までに市に提出してください。
25		○	14	7	1	44	1			維持管理及び運営業務の第三者への委託	SPCより業務の委託を受けた第三者が、さらに別の者に再委託をする場合には、貴市の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	維持管理及び運営業務計画書において業務実施体制を明記し、本市に届け出てください。
26		○	14	7	1	44	2			維持管理及び運営業務の第三者への委託	「市は、必要に応じて当該委託に関連する契約書をいつでも閲覧することができる。」とありますが、どのような場合に閲覧が必要になるとお考えでしょうか。	委託業務内容の確認や品質の低下をもたらすことが懸念される場合等が想定されます。
27		○	15	7	1	48	1	(2)		本施設の維持管理及び運営業務の遅延	「初年度のサービスの対価の年額」とは具体的には表3及び表4においてそれぞれどの支払時期に該当するものか、ご教示下さい。	平成28年8月から平成29年5月支払い分までが最初の1年度分となります。
28		○	16	7	1	50	2			本施設の修繕	事業者が提案した大規模修繕計画を参考とし・・・とありますが、要求水準書には大規模修繕の提案について明記されていない項目と理解致しますがよろしいでしょうか	「市は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、事業者が提案した事業期間後の大規模修繕を見据えた修繕計画を参考とし、市の判断と費用により、必要に応じて、本施設の大規模修繕を行う。」に修正します。
29		○	16	7	1	50	2			本施設の修繕	「事業者が提案した大規模修繕計画を参考とし、・・・」とありますが、実施方針及び要求水準書において大規模修繕については事業者の業務対象範囲外とされており、要求水準書P57には、「大規模修繕を見据えた事業期間全体の修繕(保全)計画を作成の上、・・・ただし、ここでいう修繕とは大規模修繕を含まないものとする」とされています。事業者による大規模修繕計画の提案が必要か否かご教示下さい。	No.28を御参照ください。
30		○	16	7	2	51	1			維持管理及び運営業務に係る業務報告書	報告書の提出日は、毎月5日(当該日が土・日・祝日に該当するときは、その直後のそれらに該当しない日)ではなく、5営業日(施設稼働日)目までとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
31		○	16	7	2	51	1			維持管理及び運営業務に係る業務報告書	毎月の業務実績を報告するために、毎月5日までに当該月の前月の業務に係る業務報告書を提出しなければならないとされておりますが、提出日を翌月10日への変更を考慮いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
32		○	18	7	4	56	7			食中毒事故等	貴市が調達した食材そのものが原因による食中毒等についても、事業者側でリスク管理ができないため、適切にリスク分担の観点から貴市の負担としていただきたく。	市が実施する業務に起因するものは、市の負担とします。
33		○	19	7	4	57	2			アレルギー対応食による事故	市が実施する配膳業務について明記がありませんが、実施方針のとおり市の責任区分でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34		○	20	7	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証の額を算定する「維持管理及び運営業務に係る年間のサービス対価」には、その他費用(SPC運営費等)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 また、消費税等相当額は含むとの理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
35		○	20	7	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の金額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の1/10以上とするとのことですが、ここで規定されているサービスの対価とは税込の金額でしょうか。仮に税込金額の場合、いつの時点の消費税率で算定するのでしょうか。 また現在予定されているスケジュールから、維持管理・運営期間中に消費税率が上昇する可能性は非常に高いと考えますが、当該増税がなされた場合、同条4項記載の「契約金額の変更」に該当するのでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。提案書提出時点の消費税率で算定してください。 後段:事業契約は税抜きの金額で締結しますので、契約金額の変更には該当しません。なお、消費税率が上がった際に契約保証金の金額が元本割れとなった場合については、不足分を積み増していただきます。
36		○	20	7	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の金額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の1/10以上とするとのことですが、ここで規定されている「年間」とは具体的にいつを指すのかご教示下さい。	平成28年8月から平成29年5月支払い分までが最初の1年度分となります。
37		○	20	7	5	59	4			維持管理及び運営業務の契約保証	契約金額の変更があった場合には、市は保証金の増額を、SPCは保証金の減額をそれぞれ請求することができるとのことですが、維持管理・運営費は物価変動や食数の増減等により契約金額が変動します。当初から発生し得る契約金額の変更であっても、その都度増額や減額を行う必要があるのでしょうか。	提案書(入札書等)に記載の金額をベースに計算するため、毎年度の変動は考慮しないものとします。
38		○	21	7	5	59	4			維持管理及び運営業務の契約保証	但書について、「ただし、保証の額の変更に伴う経費は、市の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責に帰すことのできない事由により契約金額の変更があった場合には、市が負担するものとし、事業者の責めに帰すべき事由により契約金額の変更があった場合には、事業者が負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
39		○	21	7	5	59	5			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金を納付した場合、事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により事業契約が解除された場合、当該契約保証金は還付されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40		○	22	8		63	1			サービスの対価の返還	「本来支払う必要のない該当する業務のサービスの対価の相当額(使用不可施設応分、サービス対価未達分)」の算出方法をご教示下さい。	使用不可施設応分あるいはサービスの対価未達分の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価を算出することになります。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
41		○	22	9		64				事業者の経営状況に係る報告	条文から会計監査人を置き会計監査報告を提出すると理解致しますがよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
42		○	24	10		68	2	(2)		市による本契約の終了	別紙2に従うと、「相当の期間」とは、「第2回改善勧告にかかる改善計画書記載の改善完了予定日から6ヶ月間」という理解でよろしいでしょうか。	別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」に記載のとおりです。
43		○	24	10		68	2	(3)		市による本契約の終了	「連続して30日以上又は1年間に於いて100日以上」の日数計算において、休日を算入するか否かにつきご教示下さい。	休日は含みません。
44		○	24	10		68	3	(1)		市による本契約の終了	「7日以上継続したとき」の日数計算において、休日を算入するか否かにつきご教示下さい。	No.43を御参照ください。
45		○	24	10		68	2	(3)		市による本契約の終了	(2)のモニタリング規定では、数か月間をかけて猶予期間が定められておりますが(3)においては連続で30日以上サービス水準を満たさないととなっております。(2)と(3)の違いについて、お教えてください。	(2)は不適合業務が発覚し、改善勧告等の手続に則っても改善されない場合について規定しています。一方、(3)は、(2)の規定にかかわらず、要求サービス水準の未達の状態が継続または繰り返し発生した場合について規定しています。
46		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	「事業者は、…違約金を直ちに支払うものとする。」とありますが、本号イ、第(2)号イ、第69条及び第71条等において、市の支払については「…契約解除等における支払条件については、市と事業者の協議により決定する。」とされており、事業契約書においても、「市と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、…事業契約を締結し」とされていることから、事業者の支払条件についても「市と事業者の協議により決定する。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
47		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡前に事業契約が解除となった場合、第36条に基づく契約保証をもって、調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に相当する金額の10分の1の違約金に対応するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	違約金の算定において、暫定措置によって5%の消費税率が適用されず、消費税が増税された場合、解除時の違約金は増加するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
49		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	事業者の責めに帰すべき事由により、事業が終了した場合の違約金について、履行保証保険等の活用することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
50		○	25	10		68	4	(1)	イ	市による本契約の終了	「相当する金額」という記載では明確でなく、実際に本条項を適用するときに困難が生じるものと思われまので、明確な表現にして頂けないでしょうか。併せて当該額に係る消費税等相当額も含めて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。市が本施設の出来形部分を検査し、工事費内訳書により算出するため「相当する金額」としてしています。また、消費税等相当額も含まれます。

事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
51		○	25	10		68	4	(1)	イ	市による本契約の終了	事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利の行使については、「それ以外に手段がないと合理的に認められるときに限る。」としていただけないでしょうか。(ただし書きとしての追記をご検討いただきたく。)	原案のとおりとします。
52		○	25	10		68	4	(1)	イ	市による本契約の終了	出来形部分には、設計費、工事監理費、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、社会通念上買い取ることが合理的であると判断できる場合については、貴市は合理的な理由なしに買い取りを拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	前段：出来形部分を検査の上、合格した部分について提出された工事費内訳書を基に算定する相応する価格となります。 後段：お見込みのとおりです。
53		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	「年間の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価」とございますが、これは「別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「エ維持管理費」及び「カ運営費」に相当する金額」と同義という理解で宜しいでしょうか。	「エ維持管理費」「オ消費税等」及び「カ運営費」「キ消費税等」に相当する金額となります。
54		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	第59条2項にて、契約保証金を維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の1/10以上としている一方で、本項の違約金の算定は維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の3/12相当と規定されており、契約保証金と違約金が異なっております。金額に差を設ける理由をご教示下さい。	契約保証金については、ふじみ野市契約規則第22条に準じて1/10としておりますが、違約金については、当該事業の継続の重要性を鑑み、事業継続に必要と想定される期間を補填することを想定した金額としております。
55		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	契約保証金の金額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の3/12に相当する金額とのことですが、ここで規定されている「年間」とは具体的にいつを指すのでしょうか。維持管理・運営費は物価変動や食数の変動に伴い金額も変動するため、「年間」の定義が過去1年間の実績を指す場合及び入札時に用いた数値を採用する以外、解除時点では違約金額が確定しません。	入札時に提案された数値を採用します。
56		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	維持管理業務において各種修繕・更新業務が含まれています。当該修繕・更新業務の実施相当額は年度によって増減がありますが、一方で、受注者は貴市より毎年同額の修繕・更新業務相当額を受け取ります。そのため事業契約解除時に、受注者が貴市より受け取った修繕・更新業務相当額の累計が、受注者が実施した修繕・更新業務相当額の累計より多い場合もありえます。その場合には、当該超過額は、貴市へ返還する必要があるのでしょうか。逆に、実施相当額累計が、受け取った修繕・更新業務相当額累計より多い場合は、当該超過額は貴市が受注者へ支払うのでしょうか。	修繕に係った金額が市が支払う対価よりも超過する場合でも返還の必要はありませんが、不足する場合であっても別途支払うことはありません。修繕については予防保全の考えにより実施するものであり、適切に実施してください。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
57		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	この場合の違約金は「年間の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の12分の3に相当する金額」となっていますが、第59条第2項(債務不履行)の契約保証金の金額は「維持管理及び運営業務に係る年間のサービス対価の10分の1以上」となっています。両者の金額に相違がある理由につき、ご教示願います。	No.54を御参照ください。
58		○	25	10		68	4	(2)	イ	市による本契約の終了	事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡後に事業契約が解除となった場合、第59条に基づく契約保証をもって、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に相当する金額の12分の3の違約金の一部に充当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59		○	26	10		69	1			事業者による本契約の終了	貴市による義務違反についての、催告後の是正期間ですが、当該事象の対象が「サービス対価の支払義務その他、本契約上の重要な義務についての違反」という重大な事象であることを鑑み、180日間というのはあまりにも長く、90日間(3か月間)程度への変更をご検討いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
60		○	26	10		69	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	「相当する金額」という記載では明確でなく、実際に本条項を適用するときに困難が生じるものと思われまので、明確な表現にして頂けないでしょうか。	No.50を御参照ください。
61		○	26	10		69	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	前条第4項第(1)号アにおいて「なお、違約金の支払いにより市の事業者に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記されていることから、事業者による本契約の終了の場合においても「なお、買い取り代金の支払いにより事業者の市に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
62		○	26	10		69	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	「相当する金額」に係る算出の考え方につきご教示願います。	No.50を御参照ください。
63		○	26	10		69	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	金融機関との融資契約が、中途解約となった場合の違約金(ブレイクファンディングコスト)についても、市からの支払に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市の不履行と相当な因果関係の範囲にある合理的な金額と認められるのであれば、お見込みのとおりです。
64		○	26	10		69	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	「…事業者の下請負人との契約解除により」を「…事業者の委託先又は下請負人との契約解除により」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
65		○	26	10		69	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」とありますが、利益の捉え方は考え方により様々であり、3年の始期と終期も明確でなく、逸失利益の額を証明することは容易ではないと予想されることから、「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」に代えて、前条第4項第(1)号アに定める事業者が市に支払う違約金と同様に「別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に相当する金額の10分の1の違約金」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
66		○	26	10		69	2	(1)	ウ	事業者による本契約の終了	第68条の貴市による本契約の終了においては、解除時の機器等撤去費用を事業者が負担することが明記されておりますが、事業者による本契約の終了を規定している本条には解除時の機器等撤去費用の負担者が明確となっております。当該撤去費用については貴市がご負担されるという理解してよろしいでしょうか。同項(2)ウも同様。	お見込みのとおりです。
67		○	26	10		69	2	(2)	ア	事業者による本契約の終了	前条第4項第(2)号アにおいて「なお、違約金の支払いにより市の事業者に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記されていることから、事業者による本契約の終了の場合においても「なお、未払いの金額相当額の支払いにより事業者の市に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
68		○	27	10		69	2	(2)	イ	事業者による本契約の終了	「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」とありますが、利益の捉え方は考え方により様々であり、3年の始期と終期も明確でなく、逸失利益の額を証明することは容易ではないと予想されることから、「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」に代えて、前条第4項第(2)号アに定める事業者が市に支払う違約金と同様に「年間の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の12分の3に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の違約金」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
69		○	27	10		71	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	「相当する金額」という記載では明確でなく、実際に本条項を適用するときに困難が生じるものと思われますので、明確な表現にして頂けないでしょうか。	No.50を御参照ください。
70		○	27	10		71	2	(1)	ア	当該解除が本施設の引渡前になされた場合	「相当する金額」に係る算出の考え方につきご教示願います。	No.50を御参照ください。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
71		○	29	11		73	3	(1)		法令変更に係る協議及び追加費用の負担	本事業に直接関連する租税とは具体的に何をさすか、ご教示願います。	法人税等が該当します。
72		○	30	13		76	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	この規定ですと不可抗力に係る費用は一定金額までは一方的に事業者の負担となることから、「…てん補されなかった費用のうち、100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とする。但し、事業者は施設引渡しまでの期間において、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費、工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額を上限として負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
73		○	30	13		76	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	この規定ですと不可抗力に係る費用は一定金額までは一方的に事業者の負担となることから、「…てん補されなかった費用のうち、100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とする。但し、事業者は同一事業年度内において、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「エ維持管理費」及び「カ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額を上限として負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
74		○	30	13		76	3	(3)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	施設引渡し後に、不可抗力による追加費用が、同一事業年度内に数次にわたって発生した場合、「維持管理及び運営相当額の100分の1」を上限として事業者負担とありますが、これは当該事業年度における「維持管理及び運営相当額の100分の1」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75		○	30	13		76	3	(3)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	事業者が付保義務のある保険の購入又は維持を怠らなかったとしても保険でてん補されない追加費用については事業者の責任はないことから、「事業者が付保義務のある保険の購入又は維持を怠ったことにより当該追加費用が保険によりてん補されない場合は、保険によりてん補されるはずだった追加費用については事業者が負担する。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。



## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
76		○	31	14		78				関係者協議会の設置	関係者協議会とは具体的にどのようなことを決議する組織でしょうか。開催頻度等についてどのようにお考えかご教示ください。	事業契約書に記載のとおり、本事業全般に関する協議を行うために、関係者協議会を設置するものとし、詳細については、事業契約締結後、市及び事業者は、速やかに、関係者協議会の組織・運営に必要な事項を定めるものとしています。
77		○	31	14		78	4			関係者協議会の設置	「事業者は、必要があると判断したときは、市に対し関係者協議会の招集を請求することができ、市は不合理に拒絶してはならない。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
78		○	31	14		79	1			関係者協議会の構成員	協議会への事業者側出席者が3名というのはあまりにも少なく、必要な議論ができないことが考えられますので、ここで人数を定めるのではなく、「必要に応じて市及び事業者にて定める」との規定ではいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
79		○	31	14		79	3			関係者協議会の構成員	関係者協議会において、資金的な議題(対価支払スケジュール・損害・増加費用ほか)が発生するもあり、事業者の財務モニタリングを担う立場で融資金融機関からも意見を表明する機会を与えていただきたく存じます。関係者協議会においていずれかの参加当事者から融資金融機関の参加を求めた場合は、これを認めていただけますでしょうか。	必要に応じて、関係者協議会への融資金融機関の参加を可能とします。
80		○	33	15		84	5			著作権の利用等	「ただし、事業者固有の技術やノウハウを含むものについては、市は事業者と事前に協議する。」との追記をご検討いただけませんでしょうか。	御指摘の趣旨を踏まえ、事業契約書(案)を修正します。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	34		(7)			用語の定義	「その附帯施設」とは具体的に何でしょうか。	要求水準書P14の表に示すとおりです。
2	2	36	2				モニタリング 及びペナル ティの考え方	事業者へ支払うサービスの対価のうち、該当する業務に相当する金額を減額するとあります。この該当する業務とは例えば、「維持管理及び運營業務一括」ではなく、内容により、維持管理業務のみとするような運用とされるのでしょうか。	維持管理業務及び運營業務それぞれについて、本事業の対象範囲内の業務に該当するものを指します。
3	2	36	2				モニタリング 及びペナル ティの考え方	減額対象となるサービス対価は、同項(2)記載の通り、「維持管理及び運營業務のサービスの対価」のみで、本施設の引渡し時に業務が完了している「設計及び建設工事等の業務の対価」は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	2	38					モニタリング 及びペナル ティの考え方	一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)の算出方法をご教示下さい。	「一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)」は、提案内容をもとに面積按分等により算定します。
5	2	38					モニタリング 及びペナル ティの考え方	一日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)の算出方法をご教示下さい。	「一日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)」は、対応するサービス対価の見積書をもとに算定します。
6	2	38					モニタリング 及びペナル ティの考え方	「減額：一日あたりの $\dots \times 1.5 \times$ 日数」の日数はいつからいつまでの日数となるのかご教示下さい。	第1回改善完了予定日から第2回改善完了予定日までの間で、サービスが改善されたことを市が確認した日までを想定しています。
7	2	38					モニタリング 及びペナル ティの考え方	「第2回改善勧告までに $\dots \times 0.5 \times$ 日数」の日数はいつからいつまでの日数となるのかご教示下さい。	第1回改善完了予定日から第2回改善勧告日までの間で、サービスが改善されたことを市が確認した日を想定しています。
8	2	38					モニタリング 及びペナル ティの考え方	「減額：一日あたりの $\dots \times 3 \times$ 日数」の日数はいつからいつまでの日数となるのかご教示下さい。	第2回改善完了予定日から6か月までの間で、サービスが改善されたことを市が確認した日を想定しています。
9	2	38					モニタリング 及びペナル ティの考え方	図-1に記載の事項は参考例として記載したもので、フローの猶予期間やペナルティの金額等は市と事業者が協議の上決定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	4	40	1		1		サービスの 対価の支払 い方法	割賦手数料に係る基準金利はLIBORとのご指定ですが、金融機関からの調達金額が少額である場合に、金融機関によってはLIBOR調達が困難であるケースが予想されます。従いまして、本件においてはTIBORベースに変更されることをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
11	4	40	1		①		サービスの対価の支払い方法	当該条項では設計及び建設工事等業務のサービスの対価における基準金利決定日の記載がございませんが、別紙5記載の引渡し予定日の2営業日前と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	ア 施設費の内訳に事業者の開業に伴う諸費用とありますが、これは要求水準書の運営業務の対象範囲である開業準備業務という理解でよろしいでしょうか。	SPC設立経費や、開業準備業務のパンフレットやDVD作成の費用については「事業者の開業に伴う諸費用」に含めてください(開業準備業務の調理リハーサルなどの業務は運営業務費とし、支払の詳細は事業者の提案によるものとします)。
13	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	引渡し日までの事業者の運営費は(1)施設費等に含まれますでしょうか。また、含まれない場合、どの項目に内訳されますでしょうか。	No.12を御参照ください。
14	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	開業準備業務に係るサービスの対価は維持管理及び運営業務のサービスの対価に区別されるとの理解でよいでしょうか。	No.12を御参照ください。
15	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	開業準備業務に係るサービスの対価はどのように支払われるのでしょうか。支払時期及び支払い方法(一括支払等)をご教示ください。	No.12を御参照ください。
16	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」の内、配送車両調達費は維持管理・運営業務の開始前に行う初期投資であるため、表2のア施設費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるように記載してください。
17	4	41	1		②		サービスの対価の支払い方法	・・・原則として、毎支払い時に同額が支払われるものとする。とありますが、運営業務の食数変動による変動費分を設定しない場合と理解致しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	4	42	2				表3	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	4	44	2				表4	支払時期5月に対応する維持管理業務期間は1～3月、同8月は維持管理業務期間4～6月、同11月は維持管理業務期間7～9月、同2月は維持管理業務期間10～12月で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	4	44	2				表4	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	No.18を御参照ください。
21	4	46	2				表5	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	No.18を御参照ください。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
22	4	46	2				表5	運營業務の範囲に「開業準備業務」が含まれ、平成28年1月～3月に実施しますが、開業準備に係る運營業務のサービス対価は、いつ支払われるのでしょうか(どこに計上すればよろしいでしょうか)。	No.18を御参照ください。
23	4	46	2				表5	平成28年2月の第1回目の支払いでは「一時支払金」のみ支払われるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	4	48	2				表6	支払時期平成28年5月に対応する費用は開業準備期間の「その他の費用」という理解で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	4	48	2				表6	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	No.18を御参照ください。
26	4	49	3		①		設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払い方法について	設計及び建設工事等業務のサービス対価の割賦部分について、利息計算期間をご教示ください。支払方法から考えると施設引渡日(平成27年12月28日)から平成42年12月末までとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	4	49	3		①		設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払い方法について	設計及び建設工事等業務のサービス対価の割賦部分について、支払いは平成28年5月～平成43年2月の全60回との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	4	50	1				サービスの対価の改定方法	「各回の支払金額については、事業期間を通じた元利均等返済として、…」とありますが、「割賦手数料の適用金利見直しの前後それぞれの事業期間を通じた元利均等返済」、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	5	51	3				サービスの対価の改定方法	その他これらを実施する上で必要な関連業務とありますが表2サービスの対価の構成の(4)その他の費用に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	5	50	1				サービスの対価の改定方法	建築工事等業務に係る物価変動について、ふじみ野市建設工事請負契約約款第25条では「請負契約締結の日から12月を経過した後～」と規定されています。本事業では、入札から事業契約締結まで5ヶ月程度の期間がありますので、入札日から12ヶ月を経過した後には物価変動に基づくサービス対価の変更を請求できるようにして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
31	5	50	1				サービスの対価の改定方法	「…未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いた改定を行なうこととして別途定めるものとする。」とありますが、これは、「…未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いて別途定めるものとする。」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	5	50	1				サービスの対価の改定方法	平成37年12月末に基準金利の改定がありますが、改定後、残期間は約5年ですが、基準金利は10年物の金利スワップレートを使用することとなっています。念のための確認ですが、10年物の金利スワップレートを使用するという点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	5	50	1				サービスの対価の改定方法	割賦手数料の10年後の改定について、用いる基準金利は「6ヶ月LIBORベース10年物」とありますが、金利改定後の残期間は約5年ですので「5年物(円-円)金利スワップレート」とするべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
34	5	50	1				サービスの対価の改定方法	引渡予定日が変更された場合、初回の基準金利決定日は、変更後の引渡予定日の2営業日前に変更されるのでしょうか。またその場合、10年後の基準金利決定日は引渡し予定日から10年後の2営業日前に変更されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	5	50	1				サービスの対価の改定方法	各基準金利の適用期間は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 ①初回基準金利:施設引渡日の翌日から平成37年12月31日まで ②第2回基準金利:平成38年1月1日から事業期間終了日まで	お見込みのとおりです。
36	5	50	1				サービスの対価の改定方法	初回と第2回の基準金利が異なれば、前10年間と後5年間の元利均等額(割賦元本+割賦金利)は異なるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	5	50	2				サービスの対価の改定方法	「…固定費及び変動費の考え方については事業者の提案によるものとする。」とありますが、これは「…固定費及び変動費は事業者の提案によるものとする。」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	5	50	2				サービスの対価の改定方法	固定費及び変動費の考え方については事業者の提案によるものとすると思いますが、5,300食をベースに最大7,000食を想定した変動費の設定という理解でよろしいでしょうか。間違いであればご教示願います。	5,300食をベースに要求水準書P8の推計値を基準に算定してください。
39	5	50	2				サービスの対価の改定方法	食数についての四半期ごとの実績値とは、要求水準書8ページ3にある提供実施日の2稼働日前の12時までに連絡された食数の合計との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、学級閉鎖等により通知日と異なる場合があります。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
40	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「・維持管理及び運営業務のサービスの対価(公租公課を除く)」とありますが、ここでいう公租公課とは消費税及び地方消費税相当額のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「・改訂方法については、・・・と比較して1.5%以上の差が生じた場合、・・・」とありますが、これはP51の※改訂率(CSPI(t-1)/CSPIs)が1.5%以上になった場合にサービスの対価を改訂する、という理解でよろしいでしょうか。 また、表7には「使用する指標」が複数あるため、改訂率も複数となり、一方、維持管理及び運営業務のサービスの対価も「別紙4の2支払い金額及び支払いスケジュールについて」分かれて記載されていることから、どの指標に1.5%以上の差が生じた場合にどの対価を改訂するのか、具体的にご教示下さい。	前段:(CSPI(t-1)-CSPIs)/CSPIsが±1.5%以上になった場合となります。 後段:表7に記載のとおりです。
42	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「・ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とする・・・」とありますが、第73条第3項第(1)号において「・・・消費税、地方消費税に関する法令変更の場合は、市が負担するものとする。」とされていることから、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分についても対象とすべきではないでしょうか。	消費税の増税分は別途市側で支払いますが、さらに消費税増税分の物価上昇分も市側で支払うことにすると、二重で支払うことになりかねないため、原案のとおりとしています。
43	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「前回改定年度(初回改定時に対しては平成25年1～12月の指数の平均値)」となっておりますが、「年」と「年度」を比較するということでしょうか。	「改定方法については、毎年8月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局」を用い、前改定年度の前年(初回改定時に対しては平成25年)の1～12月の指数の平均値と比較して1.5%以上の差が生じた場合、表7に定める指標に基づき次年度分のサービスの対価の改定を行います。
44	5	50					サービスの対価の改定方法	前回改定年度とは(前年度の4月から3月の指数の平均値)を指すのでしょうか、また初回改定を「年度平均」ではなく「年平均」とした理由もお教えください。	No.43を御参照ください。
45	5	50					サービスの対価の改定方法	消費税増税に伴う増加分については物価改定の対象外となっておりますが、具体的には「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を用いることとなるのでしょうか、また物価改定を行うのは毎年いつごろ行えば良いのでしょうか、また遡及訂正があった場合の対応もお教えください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:No.43を御参照ください。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
46	5	51	3				サービスの対価の改定方法	表7中の「食器類・食缶等の更新業務」は様式H-3 維持管理費、運営費及びその他費用見積書(内訳表)内のどの項目に該当しますでしょうか。「食器・食缶・什器等の更新業務」のみ該当という理解で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	5	51	3				サービスの対価の改定方法	表7中の「警備保安業務」は様式H-3 維持管理費、運営費及びその他費用見積書(内訳表)内のどの項目に該当しますでしょうか。「保安警備業務」のみ該当という理解で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「・・・企業向けサービス価格が著しく変動した場合は、・・・」とありますが、「著しく」とは、何パーセント程度の変動を想定しておられるのでしょうか。	社会通念上の著しい範囲と御理解ください。
49	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「・・・市場価格の実態にあうよう、市及び事業者の協議によるものとする。」とありますが、これは企業向けサービス価格が著しく変動した場合でも、市場価格の実態に合っている場合は、市及び事業者の協議によることなく本項に規定する算式によりサービスの対価の改定を行なう、という理解でよろしいでしょうか。	市場価格の実態にあうよう、市及び事業者で協議することを想定しています。
50	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「技術革新等により維持管理及び運営業務に係る費用が著しく縮減する場合には、・・・」とありますが、「技術革新及び社会情勢の変化等により維持管理及び運営業務に係る費用が著しく縮減又は増加する場合には、・・・」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
51	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「各年度の維持管理及び運営業務のサービスの対価は、次式によって表されるものとする。」 また、「Ps(t): 事業契約書等に示すt年度のサービスの対価」とありますが、t年度のサービスの対価改訂時にt+1年度以降のサービス対価は改訂せず、事業契約締結時の金額のままである、という理解でよろしいでしょうか。	t+1年度以降についてもサービスの対価は改訂します。その際には、覚書に記載し、それをもって、事業契約書等とすることを想定しています。
52	5	51	3				サービスの対価の改定方法	日本銀行の「企業向けサービス価格指数」は基準年度が5年毎に改定されるたびに、項目の変更や規準値の変更があり、継続性が保たれません。当該指数の基準年度改定時の取扱いはどのようにお考えでしょうか。	企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態にあうよう、市及び事業者の協議によるものとします。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		3	1	3	2	(2)	④		建設・工事 監理業務	「近隣」の表記がありますが、周辺家屋の具体的な範囲の提示をお願いいたします。	「ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」第2条第2項(3)にある近隣住民の範囲以上として提案してください(本事業の建築物が、同条例の中高層建築物に非該当の場合も同様)。また、本事業予定地に至る直近の進入道路沿道の住宅も含むものとします。
2	○		5	1	3	4				光熱水費の 負担	維持管理及び運営期間中の光熱水費は貴市負担とありますので、運営業務の範囲に含まれる開業準備業務に係る光熱水費も貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		5	1	3	4				光熱水費の 負担	光熱水費については貴市負担と明記されていますが、水道加入金ならびに下水道受益者負担金についても貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		5	1	3	4				光熱水費の 負担	光熱水費については貴市負担と明記されていますが、水道加入金ならびに下水道受益者負担金についても貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	No.3を御参照ください。
5	○		5	1	3	5			iii)	設計・建設 期間	「事業契約締結日～平成27年12月末」と約2年間ありますが、工程等を検討するにあたり事業者の設計・建設期間以外の部分(市役所内の各課協議、委員会、審議会、コンサル等)に要する手続きや想定所要期間、事業者として作業量(追加作成資料名等)の提示をお願いいたします。	提案内容により協議内容が異なるため、現時点では未定です。
6	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定 地・地域地 区等	市が実施する造成工事について、関連する図面等(水路の断面形状・構造、道路との擦り付け等が分かるもの)をお示し頂けないでしょうか。	現在設計中のため図面等はありませんが、設計趣旨は次のとおりです。 擁壁は既製品のL型擁壁で、フェンス柱の最大設置可能口径は7.5cm、フェンス設置可能な高さ2.0m(ネットフェンス型を想定)、フェンス建込み最大高さ(根入れ)25cm、フェンス柱の基本ピッチ2.0mです。擁壁天端厚は20cm計画宅盤からの立ち上がりは5cmです。また、擁壁設置位置は、敷地境界線上ですが、隣接地番132に接する部分は境界線から2cm離して築造します。 計画宅盤は西側市道第75号線との境界の高さに擦りつけます。
7	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定 地・地域地 区等	「造成工事は、本市で実施する。(平成26年10月頃完成予定)」とありますが、計画図等の提示をお願いいたします。また、「平成26年10月」とありますが、それ以前は、予定地内での調査作業等はできないのでしょうか。	前段:No.6を御参照ください。 後段:事業契約締結後、調査作業は可能です。
8	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定 地・地域地 区等	市が実施する造成工事について平成26年10月頃完成予定とありますが、本施設の建設工事に着手できる日付を具体的にお示し頂けないでしょうか。	建設工事に着手できる日は平成26年11月1日と想定してください。



## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
9	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定地・地域地区等	「造成工事は、本市で実施する。」とありますが、水路の切り回しに関しても貴市の造成工事に含まれるとの解釈で宜しいでしょうか。又、西側市道第75号線沿いに二カ所灌漑用水と思われる配管がありましたが、これらは造成工事の際に完全に撤去される予定なのでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
10	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定地・地域地区等	「造成工事は、本市で実施する。(平成26年10月頃完成予定)」とありますが、造成後の地耐力はどの程度を想定されていますでしょうか。建設機械(杭打機やクレーン等)が設置するために必要な地耐力は確保されていると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	本施設の建築に必要な地耐力は確保できると想定していますが、造成工事完了後1年未満においては、不同沈下の可能性が考えられますので、必要に応じて、建設機械の載り込み前には平板載荷試験等により地耐力を確認し、地耐力不足が考えられる場合には必要な対策を講じてください。
11	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定地・地域地区等	「造成工事は、本市で実施する。」とあり、昨年12月公表の「要求水準書(案)等への質問及び意見の回答 No.18」において工事の概要(計画図、計画地盤高)を入札説明書に公表されるとの回答となっておりますが、いつ頃公表いただけるのでしょうか。	現在設計中のため図面等は公表できませんが、設計趣旨はNO.6のとおりです。
12	○		7	1	6	3				提供食数	児童・生徒・教職員数について推計値をご提示いただいておりますが、要求水準書(案)に係る質問回答No.20では、最大学級数も「入札説明書公表時に提示します」とのことでしたので、事業期間中の各学校学級数の推計値をご提示いただけますでしょうか。	最大学級数は220学級(推計値)を想定しています。
13	○		8	1	6	3				提供食数	提供実施日の2稼働日前の12時までに連絡があるのは食数の変更があった場合のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	○		8	1	6	4				配送校	アレルギー対応食を大井給食センター配送地域の学校へも配送することですが、指定車輛での配送以外、配送方法に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	○		8	1	6	4				配送校	大井給食センター配送地域へのアレルギー対応食は、大井学校給食の献立に合わせた調理を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	本施設と大井学校給食センターの献立は、統一することを予定しています。
16	○		8	1	6	4				配送校	アレルギー対応食について、大井給食センター管轄の各学校への配送到着時間は喫食30分前までですか。	要求水準書「資料13」に示す受入目安時刻を参照してください(少なくとも、要求水準書に示すとおり、配送校には、給食開始時刻の30分前までに到着する必要があります)。
17	○		10	2	1	1			iii)	業務の対象範囲	事業者は、「公共建築工事標準仕様書 平成22年版」とありますが、最新版の平成25年版と読み替えてよろしいでしょうか。	「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)平成25年版」とするよう、要求水準書を修正します。
18	○		13	2	3	1	(2)	②	ii)	ゾーニング・諸室配置・動線計画	「ゆとりのある作業スペースの確保に留意して計画すること」とありますが、敷地面積が十分とは言えません。“確保に努める”との理解でよろしいでしょうか。	結構です。可能な限り作業スペースにゆとりが確保できるように努めてください。
19	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・什器備品等	要求水準書(案)に係る質問回答No. 38にて、貴市が持ち込まれる什器・備品の寸法及び数量を「入札説明書公表時に提示します」とのことでしたので、ご提示ください。	別添資料のとおりです。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
20	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	「…市事務室内、市職員更衣室の什器・備品は、全て市で持ち込む予定である。…」とありますが市が持ち込む予定の什器・備品の品名、サイズ、個数等を御提示願います。	No.19を御参照ください。
21	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	市がご準備される什器等の概要及び 寸法をお示してください。	No.19を御参照ください。
22	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	市がご準備される什器等の概要及び 寸法をお示してください。	No.19を御参照ください。
23	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	箱類とは、具体的にどのような物を想定しているのでしょうか。たとえば、キャビネットや更衣室のロッカーでしょうか。	No.19を御参照ください。
24	○		14	2	3	1	(4)			仕上計画	「建物の長寿命化を図ること」とありますが、想定使用期間をご提示ください。	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1を最低基準としてください。
25	○		15	2	3	1	(4)	②	vi)	仕上計画	天窓を設置しないこととありますが、排煙用の天窓は設置してよろしいでしょうか。	給食調理の衛生管理上問題ない配置であれば、拒むものではありません。
26	○		15	2	3	1	(4)	②	viii)	仕上計画	「…排煙窓は遮光パネルとする」とありますが、直接食品に日光による影響を及ぼす恐れのない室については、適用しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	○		16	2	3	2	(1)			地域性・景 観性	「埼玉県条例等に基づく十分な緑化面積や緑化、樹木本数を確保すること」とありますが、敷地面積が十分とは言えません。“条例等に基づく緑化面積や緑化、樹木本数を確保する”との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	○		15	2	3	2	(2)			環境保全・ 環境負荷低 減	「その他…雨水の再利用、…」とありますが、再利用水を使用するにあたり基準がありましたらお示してください。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条の2、雑用水に関する基準を準用してください。
29	○		18	2	3	4	(1)	⑤	i)	電気設備	受変電設備の容量は5,300食対応の設備でよろしいでしょうか。7,000食対応の設備が必要でしょうか。	開業当初より7,000食対応の設備としてください。
30	○		18	2	3	4	(1)	⑤	i)	電気設備	運営開始時は5,300食対応の設備にして、将来7,000食が必要になったときは設備を増設する計画は可能でしょうか。	NO.29を御参照ください。
31	○		19	2	3	4	(1)	⑦	i)	電気設備	事務室にモニターを設置することとありますが、SPC事務と考えてよろしいでしょうか。	結構です。その際、市職員用事務室でも映像が確認可能なよう、最低限LANの配管配線を設置する等の仕様で提案してください。

要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
32	○		19	2	3	4	(2)	①	i)	給排水衛生設備	給水設備/必要水量につきまして、要求水準書P8/提供食数に記載のある稼働時5,300食を想定した仕様でよろしいのでしょうか。	7,000食対応の設備としてください。
33	○		20	2	3	4	(2)	②	x)	給排水衛生設備	下水道への排除に必要な除外施設の規模につきまして、要求水準書P8/提供食数に記載のある稼働時5,300食を想定した仕様でよろしいのでしょうか。	7,000食対応の設備としてください。
34	○		21	2	3	4	(3)	①	v)	空気調和設備	「なお、外気を取り入れる換気設備にも温度調節が可能な機能を付加すること。」とありますが、換気設備に温度調節機能を付加しなくても、室内の温湿度をコントロール可能な空気調和方式を採用する場合には、換気設備に温湿度調節機能を付加しなくてもよろしいのでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
35	○		22	2	3	4	(3)	①	v)	空気調和設備	「・・・なお、外気を取り入れる換気設備にも温度調節が可能な機能を付加すること。」とありますが、シックハウス用の作業時間外の換気等は温度調節機能不要と考えております。貴市のお考えをご教示願います。	No.34を御参照ください。
36	○		22	2	3	5				周辺インフラとの接続	事業者が行うインフラの引き込み等については、市が実施する造成工事の最中に行うことは可能でしょうか。	不可です。
37	○		22	2	3	6	(1)			安全性の確保	「浸水対策、・・・に十分留意すること」とありますが、具体的にどのような水害を想定し、どの程度での復旧を想定されているのでしょうか。	「ふじみ野市ハザードマップ(荒川版)」による洪水を想定し、約48時間で水が引くと想定しています。
38	○		23	2	4		(1)		iv)	荷受室等	要求水準書(案)に係る質問回答78にて、「検収簿等の閲覧を予定」とありますが、閲覧方法をご教示ください。	入札説明書 4.7 入札に関する手続(5) 資料の閲覧に記載のとおり、担当窓口にて御確認ください。
39	○		23	2	4		(1)			荷受室	「オ・・・気密性の高い建具で覆い、シャッターを設けること。」とありますが、建具とシャッターとエアーカーテンの3点を設置するとのお考えでしょうか。また、虫・砂塵等の侵入を防ぐ機能を確保できれば、この限りでないと考えてよろしいのでしょうか。	前段:お見込みの通りです。 後段:原案のとおりとします。
40	○		24	2	4		(1)			卵処置室	卵の保管および割卵後に保管する冷蔵庫(卵専用)の設置について、提案は可能ですか。	お見込みのとおりです。
41	○		25	2	4		(1)			器具洗浄室(野菜用、魚肉用)工	「3槽シンク(プラスチックが洗える～)、プラスチックを洗浄できる洗浄機を設けること」とありますが、用途がともにプラスチックの洗浄であり、要求水準書(案)に係る質問一覧のNo.107において野菜用、魚肉用の両方に洗浄機の設置が求められている為、シンクは3槽ではなく1槽や2槽でも宜しいのでしょうか。	不可です。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
42	○		25	2	4		(1)			洗浄室	「ウ 洗浄前スペースと洗浄後スペースは行き来できない構造とすること」とありますが、再洗浄を要する物品の洗浄室への運搬の為、出入口を設置してもよろしいでしょうか。	出入口の設置については、事業者の提案によるものとしますが、衛生管理上問題が生じない構造としてください。
43	○		26	2	4		(1)			煮炊き調理室	「コ 調理済み食品の保存食～」とありますが、揚・焼物や和え物も入れるため、非汚染エリアであれば煮炊き調理室以外の場所でもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
44	○		28	2	4		(1)			事務室	事務室におけるLAN環境及びファイアーウォール等についての基準をお教えてください。	要求水準書第2章.第3節.4.(1).②情報通信設備以外については、事業者の提案とします。
45	○		28	2	4		(1)			諸室の説明	「多目的室は調理員等の食事を行う場所も兼ねることとし」とありますが、見学者の利用についてはどのような用途をお考えですか。調理員の食事中は見学者が立ち入らないようにするなど、利用方法については事業者側の提案とする考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	○		29	2	4		(1)			諸室の説明	市職員の洗濯・乾燥室を設置することとありますが、市職員用事務室に隣接させる必要はありますか。	事業者の提案によるものとします。
47	○		29	2	4		(1)			洗濯・乾燥室	「洗濯・乾燥室はそれぞれ設置すること」とありますが、市職員用の乾燥室は乾燥機に置き換えてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
48	○		29	2	4		(1)			洗濯・乾燥室	栄養士も非汚染作業区域に入室することがあると思われませんが、洗濯機は汚染区域用・非汚染作業区域用の区別なく、1台でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
49	○		32	2	4		(1)			駐車場	「駐車場の仕上げはアスファルト舗装」とありますが、緑地面積確保のため、タイヤの荷重部分のかからない部分については芝+保護ブロックなどにより緑化してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	○		32	2	4		(1)			駐車場	「ウ 駐車場の仕上げはアスファルト舗装(浸透性舗装が望ましい)とし、・・・」とありますが、適切な緑地確保の為、停車部分は緑化ブロック等を使用することは可能でしょうか。	No.49を御参照ください。
51	○		32	2	4		(1)			駐輪場	事業者従業員の駐輪場使用は可能ですか。	事業者の提案によるものとしますが、見学者等の利用がある場合には不足が無いようにしてください。
52	○		33	2	4		(1)			構内通路	緑地面積確保のため、配送車等の通行する構内道路を芝+保護ブロックなどにより緑化してもよろしいでしょうか。	No.49を御参照ください。
53	○		34	2	5	1				開発許可・建築確認等関係手続き	「開発許可申請手続きは不要・開発許可を要する場合と同等の技術基準を満たす」とありますが、開発指導の事前協議のみでよろしいのでしょうか。市としてどのような手続きを何時までに行い、事業者としてはそれに対して何を行えばよいのでしょうか。具体的にご提示をお願いいたします。	本市の開発指導要綱に基づく事前協議を経て、適合証明(都市計画法施行規則第60条(省令第60条)に基づく開発行為又は建築等に関する証明)を取得のうえ、建築確認申請を提出してください。また、工事着工30日前までに土壌汚染対策法第4条に基づく届け出が必要で、そのほか、景観法に基づく届出が必要になります。

要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
54	○		34	2	5	1				開発許可・ 建築確認等 関係手続き	「市又は市とSPCとの連名にて行う必要がある諸手続き」とありますが、「市とSPCとの連名にて行う必要がある諸手続き」との理解でよろしいでしょうか。また、建築確認申請以外に連名にて行う手続きのご提示をお願いいたします。	前段:お見込みのとおりです。 後段:No.53を御参照ください。
55	○		35	3	1	5			vii)	業務遂行上 の留意点	「工事資材等搬入路は、東側バイパスから…」とありますが造成工事期間において東側バイパスと市道75号線の交差点の道路拡幅予定はあるのでしょうか。拡張される場合は、建設期間中も引き続き拡張された状態で使用させていただけるのでしょうか。ご教示願います。	拡幅工事の予定はありません。
56	○		36	3	1	5			iv)	業務遂行上 の留意点	「近隣住民へ建設工事の内容を周知徹底して理解を得るとともに、作業時間の了承を得る」とありますが、どのような工事内容の場合を想定していますでしょうか、また、了承とは、どのような形が必要でしょうか。	原則、工事期間中の全工種が対象となります。「了承」の形としては、「ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」にある「説明状況報告書」を準用した報告書を作成してください。報告書の「住民の意見」欄に、反対意見のない状態を「了承」とします。
57	○		36	3	1	5			vii)	業務遂行上 の留意点	「花の木中学校南西角の交差点は使用しないこと」とありますが、そのほかに工事資材搬入路としての制約条件はありますか。	生徒の登校時間について、工事資材等の搬出入を避けてください。それ以外には特別な制約条件はありません。通常想定される範囲で計画してください。
58	○		36	3	1	5			vii)	業務遂行上 の留意点	中学校に隣接していますが、作業時間等の制約条件等はあるのでしょうか。また、当選後に制約条件が変更になった場合のリスクは、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段:登校時間については車の出入りは可能な限り控えてください。 後段:お見込みのとおりです。
59	○		36	3	2	1	(2)		i)	近隣調査・ 準備調査等	「着工に先立ち…周辺家屋影響調査等を十分にを行い…」とありますが、貴市が想定されている周辺家屋影響調査の範囲がございましたらご教示願います。	No.1を御参照ください。
60	○		42	3	3	1	(2)	⑤	i)	皮むき機	皮むき機は可動式と記載がありますが、用途に合わせて移動させる提案が必要ですか。	お見込みのとおりです。
61	○		43	3	3	1	(3)	④	i)	調理釜	揚げ物用に油温を計測できるフライ回転釜を設置と記載がありますが、どのような料理の際、使用しますか。	平成24年12月の要求水準書(案)等への質問及び意見の回答No.147を御参照ください。
62	○		45	3	4					什器・備品 等の調達	什器備品等の調達は7,000食分の数量を調達するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	○		49	4	1	7	(2)		ii)	業務従事者	業務遂行に最適と思われる「業務担当者」を選定するにあたり、「維持管理責任者」が「業務担当者」を兼任する事は可能でしょうか	入札説明書及び要求水準書等で求める要件を充足した者であれば、兼任可です。
64	○		54	4	6	2	(2)	①	vi)	給食エリア	窓ガラスは適宜、清掃を行うと記載されているが、見学通路調理室側の窓ガラスも適宜の清掃との理解で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
65	○		55	4	6	2	(2)	④	v)	受水槽	「定期点検は年3回」とありますが、これは①年1回の水槽清掃時②6～9月での15+12項目水質検査③残り10項目水質検査時と考えてよろしいのでしょうか。	水道法第34条の2で求められている内容を満たす点検を年3回実施してください。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
66	○		55	4	6	2	(2)	④	vi)	排水設備	「排水管は月1回以上点検を行い」とありますが、目視点検が出来ない以上内視鏡検査あるいは高圧洗浄を意味しているのでしょうか	事業者の提案によるものとします。
67	○		55	4	6	2	(2)	④	v)	受水槽	清掃した記録(証明書)とありますが、作業報告書との理解で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
68	○		56	4	6	2	(4)	④	iii)	廃棄物管理	ゴミ置場における生ゴミの保管方法は特に指定はありませんか。	特に指定はありません。衛生管理面に配慮された計画であれば結構です。
69	○		56	4	7					保安警備業務	敷地等の保安を鑑み監視カメラを設置の場合監視モニター等の施設内設置場所は市職員事務所または事業者事務所どちらと考えればよろしいですか。	市職員用事務室に設置してください。
70	○		57	4	8					修繕業務	修繕実施時の①市立会②完成図書への反映とありますが、躯体、内装、設備機器本体等の規模にならない機器修理、小宮繕などの修繕業務につきましても同様の通知、書面の提出が必要となりますか。	書面の提出が必要です。図面に記載できない内容の場合、書面の記載内容については、市と協議するものとします。
71	○		57	4	8					修繕業務	「大規模修繕を見据えた事業期間全体の修繕計画を作成」とありますが、事業契約書(案)第50条2「…事業者が提案した大規模修繕計画を参考に…」との記載につきまの解釈をお教えてください。	予防修繕を基本とし、維持管理及び運営業務期間中には大規模修繕が発生しないと想定しています。ただし、本施設の老朽化の状況について、市の判断と費用負担により、必要に応じて大規模修繕を行う場合があります。
72	○		58	5	1	2				給食調理の基本的な考え方	運営業務期間は、運用開始日(平成28年4月1日)からではなく、「開業準備業務開始日以降」とあるため、平成28年1月からとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	○		62	5	1	12	(4)		iv)	給食調理の基本的な考え方	最低限の電源は必要ですか。	事業者の提案によるものとします。
74	○		62	5	1	12	(4)		iv)	給食調理の基本的な考え方	必要な場合、どの程度の容量を見込みますか。事務所の電灯(照明・コンセント)と空調程度をみていますが、それ以外に必要な箇所はありますか。	No.73を御参照ください。
75	○		62	5	1	12	(4)		iv)	給食調理の基本的な考え方	「3回提供できる熱源を確保し」とありますが、屋外での調理も可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。屋外での場合は、衛生面や天候に配慮して提案してください。
76	○		67	5	6	11				検食	「給食に供されるすべての食品について」とありますが、学校に直送される食品は除くとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	○		67	5	6	12			vii)	配食	アレルギー児童・生徒に対するの別途お茶ですが、仕分室等で配食するのではなく、あくまでもアレルギーとしてアレルギー室で保管・配食したほうがよろしいでしょうか。また、毎日必要分のお茶の納品になるのか、一週間分等のまとめた納品になるのでしょうか。	前段:アレルギー食専用調理室で保管・配食する必要はありません。後段:1週間分等、まとめて納品します。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
78	○		68	5	7	1	(1)	(2)		従事者について	運営期間における配送従事者の健康管理及び衛生管理費用について、様式H-3 運営費の給食配送・回収業務のうち、どの項目に計上すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるようそれぞれ記載してください。
79	○		68	5	7	2			ii)	配送車の確保	「事業者の配送計画に応じて必要な配送車を確保する…」とありますが車両を購入した場合の費用は、様式H-1 施設費見積書 10 その他の初期投資費用に計上してもよろしいでしょうか。それとも様式H-3 運営費の給食配送・回収業務のその他費用に計上し、平準化されるのでしょうか。ご教示願います。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるようそれぞれ記載してください。
80	○		69	5	7	3			iv)	配送車の維持管理	「配送車の清掃洗浄～」と記載にありますが、作業後に清掃洗浄した場合、業務開始前の作業から外してもよろしいでしょうか。	業務開始前に実施してください。
81	○		69	5	7	3				配送車の維持管理	車両維持管理費用としての保険、税金、車検費用について、様式H-3 ①維持管理費(内訳表)に項目がありませんが、運営費の給食配送・回収業務に費用計上すればよろしいのでしょうか。また、その場合はどの項目に計上すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるようそれぞれ記載してください。
82	○		70	5	8	2			v)	本施設の残滓処理	堆肥の配布量についてお教えてください。	平成24年12月の要求水準書(案)等への質問及び意見の回答No.205を参照してください。
83	○		70	5	8	2			iii)	本施設の残滓処理	学校から回収した残食も残滓処理となると記載されておりますが、現状で各学校から回収される残食の量を判断することができる資料はございますか	平成24年12月の要求水準書(案)等への質問及び意見の回答No.214を参照してください。
84										献立表	揚げパンはセンターでパンを揚げるのとの理解でよろしいでしょうか。また、センターであげる場合、パンの大きさ(縦×横×長さ)はどの位でしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:ツイストパン3cm×6cm×20cm、コッペパン5cm×7cm×18cm程度です。
85										献立表	汁物・麺スープ・米・副菜のチャブエとキャベツ炒めの1人前の分量をお教え下さい。	汁物・スープは230～260g、炒め物は50～70gです。
86										献立表	五目酢飯・具と献立にありますが、御飯は米飯業者が各学校へ配送、センターは具を作り、各学校に配送ですか。五目炒飯やそぼろ御飯の具等も同じですか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
87										献立表	揚げ、焼き物室にはソース釜が必要ですか。	不要です。
88										献立表	和え物室で作るタレ作業がありますか。作る場合は温度85℃1分ですか。	ありません。
89										その他	本敷地内に消防水利の設置が必要な場合、設置については市の業務と考えてよろしいでしょうか。	民間事業者が設置してください(民間事業者の費用負担)。

## 落札者決定基準 質問・回答一覧

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		2	3	(2)		事業提案審査	入札説明書における「低入札価格調査基準」についてはフローチャートに反映されるのでしょうか。	低入札価格調査は、落札者の決定後に実施するものであるため、フローチャートには表示しません。
2	○		2	3	(2)		事業提案審査	「本市は提案書に記載される基礎審査項目が充足されているかを確認する。基礎審査項目が充足されていない提案については、失格とし、加点項目審査の評価対象としない。」とありますが、当選後の基礎審査項目に対する提案内容の変更指示・要望については市の負担との理解でよろしいでしょうか。また、当選後、震災復興再生事業優先の影響により、今以上の資材の高騰や作業員・重機の不足などが予想されます。状況に応じて、基礎審査項目も含めて影響を回避・低減するための協議ができるとの理解でよろしいでしょうか。	上段：要求水準書の変更という趣旨であれば、お見込みのとおりです。 下段：お見込みのとおりです。建築工事等業務に係る物価の変動に基づくサービスの対価の変更については、事業契約書別紙5に基づいて対応します。
3		1					I 事業計画	「必要な資金が確保されていることが、金融機関等の関心表明書等により確認できること」とありますが、①銀行融資でなく自己資金(株主ローン等)のみの調達も可能でしょうか。また②リース会社等の銀行以外の金融機関から調達も可能でしょうか。①、②が可能の時、銀行借入の場合とそれぞれ評価に優劣はありますでしょうか。	上段：①、②とも可能です。 下段：適正な事業計画であれば、評価に優劣はありません。
4		2					加点審査項目の評価基準	入札説明書の審査方法において、入札参加者独自の提案に関する審査がありますが、落札者決定基準の加点審査項目には独自提案項目及び配点がございません。独自提案の評価はどのように行いますか。	独自提案の評価は、各項目の中に含まれております。
5		2					加点審査項目の評価基準	要求水準書(案)に係る質問回答No. 179にて、食材調達業務支援(助言)業務についても評価の対象とする方向で検討しているとのことでしたが、評価の対象とされるのでしょうか。評価の対象となる場合、どの加点審査項目に含まれるのでしょうか。また、他の加点審査項目に記載のない業務についても評価の方法についてご教示ください。	前段：食材調達業務支援(助言)業務は評価の対象にはなりません。 後段：落札者決定基準別紙2の加点審査項目の評価基準に基づき評価するため、加点審査項目に記載のない業務は評価の対象とはなりません。



## 別紙2-7

## 様式集(入札参加資格審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○	様式 1-3～ 1-7		参加資格等 要件并関す る書類	設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務以外の業務を担当する企業については、参加資格等要件に関する書類の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式1-2の添付書類として提出してください。
2		様式 1-7			HACCPに対する相当の知識を有する書類と、調理業務の実績を有している書類は主として業務にあたる企業が添付していれば良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		様式 1-7			配送・回収を担当する企業は、本様式に会社概要、定款、決算報告書、登記簿謄本を添付して提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		様式 1-10			受任者の住所記載欄は、受任者の所属部署の住所を記載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 様式集(入札書類審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)		提出部数等	副本分について、代表企業、構成企業、協力企業以外の企業名については、記載してもよいのでしょうか。	副本分について企業名の記載は不可とします。
2	○		1	(2)		提出部数等	副本のファイルの表紙と背表紙に記載する入札参加者名は、入札参加者名ではなく、入札参加表明提出時に与えられる記号を記載するという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		1	(2)		提出部数等	「項目ごとにインデックスを付ける」とありますが、この項目とは、〈入札書類審査書類の構成〉の「項目」を指すのでしょうか。	「入札書類審査書類の構成」に示す表の「分類」ごとにインデックスを付けてください。
4	○		1	(2)		提出部数等	「項目ごとにインデックスを付ける」とありますが、〈入札書類審査書類の構成〉の「分類」ごとにインデックスを付けてもよろしいのでしょうか。	No.3を御参照ください。
5	○		1	(2)		提出部数等	「図面ごとにインデックスを付ける」とありますが、〈入札書類審査書類の構成 3/3〉における「項目」によるインデックスの作成でよろしいのでしょうか。	No.3を御参照ください。
6	○		1	(2)		提出部数等	「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること」とありますが、データ形式はEXCELファイルの様式はEXCEL形式で、その他はPDF形式でよろしいのでしょうか。	CADデータ以外については、作成した元データの形式ファイルにて提出ください。(例)Wordファイルにて作成したものはWordファイルにて提出)
7	○		2			入札書類審査書類における記載内容の留意点	「各書類の右上所定の欄」への入札参加者名の記載は、所定の欄がある様式のみ記載すればよいとの理解でよろしいのでしょうか。	すべてに記載ください。
8	○		2			入札書類審査書類における記載内容の留意点	右上所定の欄に記載する入札参加者名は正本は入札参加者名で、副本は入札参加表明提出時に与えられる記号を記載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 様式集(入札書類審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
9		G-2				資金収支計画表	入札の際、書式下部の「◆備考」及び「◆参考指標」以下は削除しても問題ないでしょうか。削除した分、全体を大きく表示したいと思っております。	削除して構いません。
10		G-2				資金収支計画表	欄外に記載のある◆備考※1～※8及び◆参考指標の算定方法は提出時には削除してよろしいでしょうか。	No.9を御参照ください。
11		H-1				施設費見積書	備考において※5において「金額が、様式A-4、様式H-1、H-2と整合が取れていることを確認してください」とありますが、本様式H-1は施設費見積書であり、維持管理費、運営費及びその他費用見積書である様式H-2とは記載される事項が異なります。様式H-2に施設費についても記載する必要があるとのことでしょうか。	「金額が、様式A-4、様式G-1、様式G-2と整合が取れていることを確認してください」に修正します。
12		H-1				施設費見積書	開業準備に要する費用は「7 事業者の開業に伴う諸費用」に記載するという理解で間違いないでしょうか。それ以外の場合はご教示ください。	お見込みのとおりです。
13		H-1	7			施設費見積書	要求水準書の運営業務の対象範囲である開業準備業務に係る費用は、本欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14		H-1				施設費見積書	SPC設立に要する費用は「10 その他の初期投資費用」に記載するという理解で間違いないでしょうか。それ以外の場合はご教示ください。	「7 事業者の開業に伴う諸費用」に記載してください。
15		H-1			②	施設費見積書	運営費における、食数×食数単価による変動費の記載は、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16		H-2 H-3				金額	千円未満は四捨五入という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17		H-2				維持管理費、運営費及びその他費用見積書(年次計画表)	本様式は、維持管理期間及び運営期間における事業者の費用を記載する様式なのか、様式G-2下段の市の支払う対価の内訳を記載する様式であるのかご教示いただきたくお願いします。	様式G-2下段の市の支払う対価の内訳を記載してください。

## 様式集(入札書類審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
18		H-2				維持管理費、運営費及びその他費用見積書(年次計画表)	平成28年1月末から3月末までの開業準備期間に係る維持管理及び運営業務費は様式H-2に記載すればよいでしょうか。	No.13を御参照ください。
19		H-2				維持管理費、運営費及びその他費用見積書(年次計画表)	様式H-2の各年度の合計に記載する金額が様式A-4の維持管理業務費、運営業務費及びその他の費用の年度ごとの合計金額と同額になるように作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20		H-3	②			維持管理費、運営費及びその他費用見積書(内訳表)	運営業務の範囲に含まれる開業準備業務費は、どこに計上すればよろしいでしょうか。 施設費見積書(H-1)に、「パンフレット・DVD作成」の記載ありますので、「事業者の開業に伴う諸費用」の項目を適宜追加し、開業準備業務費用を施設整備費(イニシャル費用)として計上するとの理解でよろしいでしょうか。	上段:No.13を御参照ください。 下段:お見込みのとおりです。
21		J-9, 10,11				計画図面等提案書類	計画図面等提案書類の設備(電気・給排水衛生・空調換気)において、系統図を作成することになっておりますが、各設備のうち、どの系統を作成すればよろしいでしょうか。	すべて記載ください。
22		J-15 J-16				計画図面等提案書類	単価は定価を円単位で記載すれば良いのでしょうか。	様式J-15,J-16の単価・金額は、様式H-1「厨房機器等設置工事費小計」「什器・備品等小計」の内訳が分かるように、定価ではなく、調達価格を記載してください。

## 基本協定書(案) 質問・回答一覧

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		2	3	1		事業予定者の設立	会社設立には一定の期間が必要であるため、「基本協定後速やかに」を、「事業契約の仮契約締結までに」に変更いただけませんか。(もちろん、事業契約の仮契約締結日ぎりぎりにするつもりはございません。)	訓示的な意味で用いられると御理解してください。現状の記述のとおりとします。
2	○		2	6			事業契約等	「6条の各号のいずれかの事由が生じた場合、事業契約は締結しない。」とありますが、本事業に関しての事由でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		3	6	5		事業契約等	乙の責めに帰すべき事由により事業契約が締結することができない場合の規定がありますが、逆の場合の規定がないことから、本条に第8項として「乙は、甲の責めに帰すべき事由により事業予定者が甲と事業契約を締結することができない場合には、甲に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙4に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を請求できるものとする。」を設置して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	○		3	6	6		事業契約等	前項同様の理由から、本条に第9項として「前項の規定は、乙に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、乙がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。」を設置して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
5	○		3	6	7		事業契約等	前項同様の理由から、本条に第10項として「甲が前2項の賠償金を乙の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。」を設置して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	○		4	9	2		資金調達	「融資を行う金融機関が決定した場合」とは、融資契約が締結された時点のことを言うのでしょうか。	融資契約締結時点に限らず、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合です。

## 基本協定書(案) 質問・回答一覧

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
7	○		4	9	2		資金調達	「当該金融機関等の名称その他甲の指定するものについて甲に提出しなければならない」とありますが、「甲の指定するもの」とは何か、具体的にお示し願います。貸付金利、返済条件等個々の融資条件についても含まれるのでしょうか。また、当該事項について公の縦覧対象となるのでしょうか。	前段：事業契約書や基本協定書等で確認すべき事項に関するものです。 中段：融資条件については含まれます。 後段：縦覧対象となりません。
8	○		4	11			有効期間	事業期間が終了あるいは事業契約が締結に至らずとも、基本協定の第10条、第12条、第13条、第15条の効力は存続するとありますが、これは終期の定めがないとのことでしょうか。終期の定めがない場合、第12条の本事業における談合等の不正行為に係る損害の賠償規定は無期限に効力を有するとのことでしょうか。	記載の通り、事業期間終了の日、若しくは、代表企業に通知した日までとなります。
9	○		4	12	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	第6条第4項各号のいずれかの事由が生じ、事業契約が締結されなかった場合には、第6条第5項に規定されている違約金に加えて、本項に規定されている金額を甲は乙に対して請求することができるのでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	3	2	2.7				事業期間終了時の措置	事業期間終了時、当該施設を貴市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で引継ぐとありますが、引継ぎ時における施設の要求水準とは具体的にいつ決定するのでしょうか。	引継ぎ時における要求水準は、実施方針(案)等への質問及び意見の回答NO.11に記載のとおり、事業期間中の適切な修繕又は更新等の対応により、事業期間終了時に主要な構造・設備・機器等に大きな損傷がない等、基本的な性能を満たすようにしてください。
2	3	2	2.8	(1)	④		事業の対象範囲	交付金申請については、貴市が行う申請に対して、必要に応じて協力をするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	2	2.10				事業スケジュール	維持管理期間の始期が「施設引渡し日」、運営期間の始期が「運用開始日」となっていますが、それぞれの始期に応じ維持管理に対するサービス対価と運営に対するサービス対価が支払われる期間が異なるのでしょうか。その場合、引渡し以降運営開始までの準備期間については、運営に対するサービス対価は支払われないのでしょうか。	上段: サービス対価が支払われる期間は異なります。 下段: お見込みのとおりです。
4	5	2	2.10				事業スケジュール	維持管理期間は施設引渡し日からなっていますが、維持管理のサービス対価は施設引渡し日から発生する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	6	3					事業者募集等のスケジュール	入札参加資格合否の公表の日程が、入札書類の受付締切後の日程となっています。通常は、一次審査として入札参加資格の有無が確認され、入札参加資格を有するグループが入札に参加するという流れかと思えます。入札書類提出前に入札参加資格の有無を公表いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	7	4	4.1	(2)			入札参加者の構成等	「…入札参加グループの代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。」とありますが、貴市が想定する構成企業の組成のお考えはあるのでしょうか。ご教示願います。	入札参加グループの代表企業以外を構成企業とすること以外は特にありません。
7	7	4	4.1	(2)			入札参加者の構成等	「…代表企業あるいは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業という。…」とありますが、当該業務を実現するための経理会社、保険会社、弁護士、銀行等のSPCから直接受託する企業も、協力企業に該当するのでしょうか。ご教示願います。	協力企業に該当しません。
8	8	4	4.2	(11)			入札参加者の参加資格要件	「…なお、協力企業については、他の入札参加グループの協力企業となることは可能とする。」とありますが、協力企業となっている設計事務所、建設会社でも他の入札参加グループの協力企業となり得ると考えてよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	お見込みのとおりです。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
9	10	4	4.4				特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの保有する株式につき、全ての出資者は、本市の事前の書面による承諾なしに、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならないとありますが、SPCに対する融資(プロジェクトファイナンス)は、当該株式の担保権設定等が必須となることから、当該条項の後に、「本市は、事業者が金融機関からの資金調達のために承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、この承諾を速やかに与えるものとする」という趣旨の文言追加をしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
10	11	4	4.5				参加資格要件確認基準日	…仮契約締結後、市議会の承認が得られず契約締結が行えない場合、本市はその責を負わないものとすると思いますが、SPC側と相互間に債権債務が生じないとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
11	13	4	4.7	(9)			入札に関する手続き	登記簿謄本(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)となっておりますが、入札参加資格審査書類提出日より3ヶ月以内との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
12	16	4	4.9				入札予定価格	予定価格 5,365,901,000円とは入札書(様式集(入札書類審査)様式A-3)に記入する金額に対応するもの、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	17	4	4.9				入札予定価格	運営費の上限価格が示されていますが、この内容は事業契約書案別紙4のとおり、運営業務費のうち、消費税等を含まないサービス対価との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙4表2の「②維持管理費及び運営業務のサービスの対価(消費税及び地方消費税を含まない)」です。
14	17	4	4.9				入札予定価格	運営費の上限価格 3,302,938,000円とは入札価格計算書(様式集(入札書類審査)様式A-4)の「2. 維持管理及び運営業務のサービスの対価」に対応するもの、という理解でよろしいでしょうか。	NO.13を御参照ください。
15	17	4	4.9				入札予定価格	「運営費の上限価格は3,302,938,000円(消費税及び地方消費税を含まない)」とありますが、「運営費」とは給食運営費のことでしょうか。それとも維持管理費、運営費及びその他費用を含めた金額でしょうか。	NO.13を御参照ください。
16	18	5	5.1		⑦		審査方法	なお書きにて、低入札価格調査基準価格を設定するとありますが、設定価格について公表されるのでしょうか。また非公表の場合、価格を下回ると失格となるのでしょうか。	前段(案):設定価格は、落札者決定の公表時に公表します。なお、後段(案):低入札価格調査基準価格を下回った場合は、事業継続ができるかどうかのヒアリングを行い、落札者として認めるかどうかを判断します。
17	19	6	6.1		⑧		立地条件等	「造成工事は、本市で実施する。(平成26年10月頃完成予定)」とありますが、市道75号線側の敷地内にある農業用水のパルプ撤去等の工事も造成工事範囲と考えてよろしいですか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。



## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
18	19	6	6.1		⑧		立地条件等	「造成工事は、本市で実施する。」とありますが、建設時の残土搬出量削減等できるよう、造成時に予め地盤高さを考慮されてはいかがでしょうか。	御意見として承ります。
19	20	6	6.4		①		資金計画・事業収支計画に関する条件	提案は、「条件を統一するため、食数は5,300食/日として提出」とありますが、給食提供日数は、184日/年として、運営費を算出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	20	6	6.4		①		資金計画・事業収支計画に関する条件	「提案にあたっては、条件を統一するため、食数は5,300食/日として算出すること」とありますが、事業期間中の各年度の給食提供日数が不明ですので、年間の食数を条件として提示いただけますでしょうか。	No.19を御参照ください。
21	20	6	6.4		①		資金計画・事業収支計画に関する条件	提案にあたって、条件を統一するため、食数を5,300食/日とするのは資金計画・事業収支計画に限る、という理解でよろしいでしょうか。	運営業務に係る資金計画は、5,300食/日として算定してください。(本施設の施設規模や厨房機器類、什器・備品は最大7,000食/日を提供するものとして算定ください。)
22	20	6	6.4		②		資金計画・事業収支計画に関する条件	基準金利の改定が平成37年12月末にあるかと思いますが、提案においては、改定前の基準金利も改定後の基準金利も2%として算定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	20	6	6.4		②		資金計画・事業収支計画に関する条件	割賦手数料のスプレッドは、基準金利改定前と改定後で同じ利率との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「施設費とは、設計費、建設工事費…その他施設整備に関する初期投資と認められる費用…をいう。」とありますが、SPC設立費、設計・建設期間中のSPC管理費、弁護士費用等の初期に係る諸経費も「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P20の6.4③の施設費を「施設費の一部」に修正します。施設費の一部とは、事業契約書別紙4表2の「ア施設費」のうち、設計費、建設工事費(厨房機器等設置工事、外構工事に係る費用を含む。)、工事監理費のみが対象となり、調査費、什器・備品等設置費、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用は除外します。
25	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時金支払い額を算定する際に用いる施設費には、SPCの設立や融資組成等に関連する費用も含まれますでしょうか。	No.24を御参照ください。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
26	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	施設費とは入札価格計算書(様式集(入札書類審査)様式A-4)の1.①の施設費と同一、という理解でよろしいでしょうか。	NO.24を御参照ください。
27	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「共同調理場及び付帯施設に対するもの(246,850,000円(消費税及び地方消費税を除く。))」とは、要求水準書P14における、本体施設の給食エリアを整備する費用のうち246,850,000円に至るまでの金額であり、給食エリア内の厨房機器、什器・備品の調達費用を含むが、本体施設の一般エリアおよび付帯施設(外溝を含む)を整備する費用は含まない、という理解でよろしいでしょうか。	NO.24を御参照ください。
28	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	施設費のうち、「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」として、SPC設立費等のSPC管理費(初期費用)は含まれますか。	NO.24を御参照ください。
29	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	国庫補助対象事業費のうち、「共同調理場及び付帯施設に対するもの」については金額の上限がある一方で、「太陽光発電設備の導入に関するもの」については金額の上限がないもの、という理解でよろしいでしょうか。	国庫補助対象事業費は、「共同調理場及び付帯施設に対するもの」：246,850,000円(消費税及び地方消費税を除く。)に、「太陽光発電設備の導入に関するもの」：太陽光発電設備設置工事費(うち、1/3は補助金、2/3は起債)を加えた額です。「太陽光発電設備の導入に関するもの」については金額の上限はありません。
30	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	国庫補助金対象事業費のうち、共同調理場及び付帯施設に対するもの(246,850,000円(消費税及び地方消費税を除く。))については、基本的に一時金支払額として支払われることが確定しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「施設費とは、設計費、建設工事費…及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」とありますが、「(施設費-国庫補助対象事業費)×95%…②」を算出するにあたっては、税抜きの金額で算出するのではないのでしょうか。	入札説明書の「及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」を削除するように修正します。
32	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	「太陽光発電設備設置工事費とは、太陽光パネル…及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」とありますが、国庫補助対象事業費を算出するにあたっては、税抜きの金額で算出するのではないのでしょうか。	入札説明書の「及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。」を削除するように修正します。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
33	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金は平成28年2月末に支払われる予定とのことですが、事業者側に落ち度がない場合でも支払日が変更(遅れる)になることはあるのでしょうか。	現時点では一時支払金の支払日の変更は想定していません。
34	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金が提案時と異なる金額になる可能性があるとのことですが、一時支払金額はいつ確定するのでしょうか。	一時支払金の金額は、設計費、建設工事費、工事監理費が確定次第、決まるため、本施設の建設工事が終了する頃と想定されます。
35	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	文章内に、「一時支払い金」と「一時支払金」を分けて使用されているのには理由がございますでしょうか。特段なければどちらかに統一をお願い致します。	「一時支払金」に統一するように入札説明書を修正します。
36	20	6	6.4		③		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金の金額変更があった場合、事業者が発生するコストは貴市の負担ということですが、この発生するコストのなかには、事務手数料・弁護士費用・スワップブレークコスト・ブレークファンディングコスト・逸失利益が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	20	6	6.4		④		資金計画・事業収支計画に関する条件	光熱水費を入札書類審査書類H-2に記載することとなっておりますが、光熱水費の金額は貴市への参考の資料として提示するのであって、審査の対象には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	光熱水費の削減については、審査の対象となります。
38	20	6	6.4				資金計画・事業収支計画に関する条件	消費税率はH26年4月より8%、H27年10月より10%となることが現在予定されておりますが、今回ご提出する資金計画・事業収支計画においては当該予定を考慮した消費税の算定は不要という理解でよろしいでしょうか。当該増税が、事業者から貴市に納付する契約保証金の算定にも影響を及ぼす場合、実態ベースとしてはキャッシュ不足となる可能性がございます。	資金計画、事業収支計画の算定には消費税抜きの金額で記載してください。契約保証金については、消費税を含めた金額となります。
39	20	6	6.5		①		本市の費用負担	光熱水費については貴市負担と明記されていますが、水道加入金ならびに下水道受益者負担金についても貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 入札説明書 質問・回答一覧

No	頁	1	1.1	(1)	①	a	項目等	質問内容	回答
40	20	6	6.5		①		本市の費用負担	維持管理及び運営期間中の光熱水費は貴市負担ですが、運営業務の範囲に開業準備業務も含まれるため、開業準備期間中も貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。 維持管理期間:施設引き渡し日(平成27年12月28日)～ 開業準備期間:平成28年1月～3月末 運営期間:運用開始日(平成28年4月1日)～	お見込みのとおりです。
41	22	7	7.1	(1)			契約手続き	「落札者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書(案)の内容について提案書提出時に未定であったもの以外は変更しない」とありますが、当選後の協議をお願いできないでしょうか。	原則として原案のとおりとします。
42	22	7	7.2	(3)			契約の枠組み	「事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、提案書提出時に未定であったもの以外は変更しない」とありますが、当選後の協議をお願いできないでしょうか。	原則として原案のとおりとします。
43	22	7	7.3				契約金額	契約金額算定に係る消費税は、一律5%計算でよろしいでしょうか。	契約時の消費税率に依りますので、入札説明書7.3の通り、「契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額」と御理解してください。
44	23	7	7.5				事業者の事業契約上の地位	「事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡し、又は担保の提供その他の方法により処分してはならない～」とありますが、SPCに対する融資(プロジェクトファイナンス)には、当該地位譲渡予約契約等が必須であることから、本条項最後に「本市は、事業者が金融機関からの資金調達のために承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、この承諾を速やかに与えるものとする」という趣旨の文言追加をしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
45	23	8	8.2				本市の債務不履行に起因する場合	「本市の債務不履行により事業継続が困難となった場合」には、平成26年10月造成完了も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	23	8	8.4				金融機関との協議	本条において、「直接協定を締結することがある」との記載ですが、本案件は、所謂「ハコモノ」とは異なり「給食センターの運営事業」であり、かつ15年に渡る運営期間を有することから、事業継続の安定性確保の点から本条項最後に「融資金機関が、直接協定の締結を求めた場合には、当該協定締結に向けた協議を速やかに行う」旨の文言を追加していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	1	2		4	1			契約関係書類の適用関係	本件「質問・回答」における貴市の回答内容も「契約関係書類」に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	質問回答は、契約関係書類の内容を補完するものです。
2		○	3	3		10	1	(5)		事業期間	維持管理期間は施設引渡し日からなっていますが、維持管理のサービス対価は施設引渡し日から発生する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		○	4	4		13	1			設計の第三者への委託	SPCより業務の委託を受けた第三者が、さらに別の者に再委託をする場合には、貴市の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	下請負人の名称その他の情報を事前に市に届けてください。
4		○	5	4		17	3			設計の変更	この場合の「追加的費用」には、金融費用(たとえば設計変更により設計・建設期間が延びてしまっことにより生じる金融機関からの借入金利の増加分等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、あくまでも合理的な範囲に限ります。なお、合理的な範囲の解釈については、具体の事案が発生した段階で、市とSPCが協議の上、市が決定します。
5		○	6	4		19	1			設計の完了	貴市へ提出した設計図書等に問題がない場合、貴市から事業者に対して通知があるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6		○	6	5	1	20	3			本施設の建設・工事監理	「建設着手の許可通知」を受けるための条件等をお示し頂けないでしょうか。	設計内容について要求水準書、事業者提案、その他協議にて合意した事項等が設計内容に反映されていることが必要です。
7		○	6	5	1	21	1			建設の第三者への発注	事業者から、構成員である建設企業に対して請け負わせることについても、事前に貴市のご承諾をいただく必要がありますでしょうか。この場合、入札時(事前のご承諾前)においては、確実に建設企業への請負発注を認めていただくことを前提にしておいてよろしいのでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです、各企業が参加資格要件を全て満たしていることが前提となります。
8		○	7	5	1	22	4			工事監理者	月報及び工事管理報告書を翌月5日までに提出させ、これをその翌々日までに市に対して提出するとあり、市との協議にて変更できるとことになっておりますが、書類作成の煩雑さを鑑み再検討願います。	原案のとおりとします。
9		○	9	5	2	28	2			工期等の変更	市が実施する造成工事の完成が遅延した結果、工期の変更が必要になった場合には、本項が適用されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		○	9	5	2	29	1			工期等の変更による費用負担	「合理的な増加費用」には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
11		○	9	5	2	29	1			工期等の変更による費用負担	市が実施する造成工事の完成が遅延した結果、工期が変更された場合には、本項が適用されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
12		○	9	5	2	29	2			工期等の変更による費用負担	事業者の責めに帰すべき事由により、工期が遅延した場合、市に発生した損害を負担すると規定されておりますが、この工期遅延が影響し、結果として、第48条の維持管理等の業務開始遅延につながった場合、事業者はそれぞれに損害を負担することになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
13		○	9	5	2	30	2			工事の一時中止	この場合の増加費用には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。

事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
14		○	10	5	3	33	1			市による本施設の完成検査通知	事業者が完成検査に合格したときは、事業者に対し速やかに完成検査結果通知書を交付して頂ける、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15		○	11	5	5	36	2			(設計及び建設工事等の契約保証)	「本施設の設計、建設工事及び工事監理の費用に相当する」の「設計」とは様式H-1で指すところの「1 調査・設計費」総額でしょうか。それ以外の場合はご教示ください。	お見込みのとおりです。
16		○	11	5	5	36	2			設計及び建設工事等の契約保証	「本施設の設計、建設工事及び工事監理の費用に相当する金額」とありますが、第68条第4項(1)アに規定されている「別紙4に記載する～調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額」と同様でしょうか。	お見込みのとおりです。
17		○	11	5	5	36	2			設計及び建設工事等の契約保証	契約保証金の額は、P43「表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール」における②及び③の合計額の10分の1と一致する、という理解でよろしいでしょうか。	No.16を御参照ください。 「様式H-1 施設費見積書」の「1 調査・設計費」～「5 什器・備品等」の合計及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上となります。
18		○	11	5	5	36	2			設計及び建設工事等の契約保証	契約保証金の金額は、本施設の設計・建設工事・工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額合計の1/10以上とすることですが、ここで規定されている消費税等相当額とはいつの時点の消費税率で算定するのでしょうか。 また現在予定されているスケジュールから、設計・建設期間中に消費税率が上昇する可能性は非常に高いと考えますが、当該増税がなされた場合、同条4項記載の「契約金額の変更」に該当するのでしょうか。	前段:消費税8%を想定して計算してください。なお、消費税の扱いについては、川越税務署にも御確認してください。 後段:お見込みのとおりです。
19		○	12	5	5	36	4			設計及び建設工事等の契約保証	但書について、「ただし、保証の額の変更に伴う経費は、市の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責に帰すことのできない事由により契約金額の変更があった場合には、市が負担するものとし、事業者の責めに帰すべき事由により契約金額の変更があった場合には、事業者が負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
20		○	12	6		38	2			本施設の引渡しの方法	登記費用は建物所有者様(貴市)にてご負担いただくのが自然かと思いますが、いかがでしょうか。	事業者側の負担とします。
21		○	12	6		39	1			本施設の引渡し期日の変更	「合理的な増加費用」には金融費用(引渡予定日の2営業日前に当該事象が発生した場合の違約金を含む)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
22		○	13	6		40	1			本施設の所有権保存登記	貴市にてなされる所有権保存登記手続きに要する費用は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。(38条2項における「事業者は・・・引渡しに際して生じる一切の費用を負担する」との齟齬があるように思えたためです。)	事業者側の負担とします。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
23		○	14	7	1	43	1			本施設の維持管理及び運営業務	引渡し日から運用開始日の前日までは維持管理業務のみを行ない、運用開始日から平成43年3月31日までは維持管理業務及び運営業務を行なう、という理解で間違いありませんか。	基本的には、お見込みのとおりですが、運用開始日までに運営業務の開業準備業務を行ってください。
24		○	14	7	1	43	2			本施設の維持管理及び運営業務	維持管理及び運営業務仕様書を作成するとありますが、市に提出は必要でしょうか。必要であれば期日をご教示ください。	引渡予定日の2ヶ月前の日までに市に提出してください。
25		○	14	7	1	44	1			維持管理及び運営業務の第三者への委託	SPCより業務の委託を受けた第三者が、さらに別の者に再委託をする場合には、貴市の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	維持管理及び運営業務計画書において業務実施体制を明記し、本市に届け出てください。
26		○	14	7	1	44	2			維持管理及び運営業務の第三者への委託	「市は、必要に応じて当該委託に関連する契約書をいつでも閲覧することができる。」とありますが、どのような場合に閲覧が必要になるとお考えでしょうか。	委託業務内容の確認や品質の低下をもたらすことが懸念される場合等が想定されます。
27		○	15	7	1	48	1	(2)		本施設の維持管理及び運営業務の遅延	「初年度のサービスの対価の年額」とは具体的には表3及び表4においてそれぞれどの支払時期に該当するものか、ご教示下さい。	平成28年8月から平成29年5月支払い分までが最初の1年度分となります。
28		○	16	7	1	50	2			本施設の修繕	事業者が提案した大規模修繕計画を参考とし・・・とありますが、要求水準書には大規模修繕の提案について明記されていない項目と理解致しますがよろしいでしょうか	「市は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、事業者が提案した事業期間後の大規模修繕を見据えた修繕計画を参考とし、市の判断と費用により、必要に応じて、本施設の大規模修繕を行う。」に修正します。
29		○	16	7	1	50	2			本施設の修繕	「事業者が提案した大規模修繕計画を参考とし、・・・」とありますが、実施方針及び要求水準書において大規模修繕については事業者の業務対象範囲外とされており、要求水準書P57には、「大規模修繕を見据えた事業期間全体の修繕(保全)計画を作成の上、・・・ただし、ここでいう修繕とは大規模修繕を含まないものとする」とされています。事業者による大規模修繕計画の提案が必要か否かご教示下さい。	No.28を御参照ください。
30		○	16	7	2	51	1			維持管理及び運営業務に係る業務報告書	報告書の提出日は、毎月5日(当該日が土・日・祝日に該当するときは、その直後のそれらに該当しない日)ではなく、5営業日(施設稼働日)目までとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
31		○	16	7	2	51	1			維持管理及び運営業務に係る業務報告書	毎月の業務実績を報告するために、毎月5日までに当該月の前月の業務に係る業務報告書を提出しなければならないとされておりますが、提出日を翌月10日への変更を考慮いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
32		○	18	7	4	56	7			食中毒事故等	貴市が調達した食材そのものが原因による食中毒等についても、事業者側でリスク管理ができないため、適切にリスク分担の観点から貴市の負担としていただきたく。	市が実施する業務に起因するものは、市の負担とします。
33		○	19	7	4	57	2			アレルギー対応食による事故	市が実施する配膳業務について明記がありませんが、実施方針のとおり市の責任区分でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34		○	20	7	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証の額を算定する「維持管理及び運営業務に係る年間のサービス対価」には、その他費用(SPC運営費等)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 また、消費税等相当額は含むとの理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
35		○	20	7	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の金額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の1/10以上とするとのことですが、ここで規定されているサービスの対価とは税込の金額でしょうか。仮に税込金額の場合、いつの時点の消費税率で算定するのでしょうか。 また現在予定されているスケジュールから、維持管理・運営期間中に消費税率が上昇する可能性は非常に高いと考えますが、当該増税がなされた場合、同条4項記載の「契約金額の変更」に該当するのでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。提案書提出時点の消費税率で算定してください。 後段:事業契約は税抜きの金額で締結しますので、契約金額の変更には該当しません。なお、消費税率が上がった際に契約保証金の金額が元本割れとなった場合については、不足分を積み増していただきます。
36		○	20	7	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の金額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の1/10以上とするとのことですが、ここで規定されている「年間」とは具体的にいつを指すのかご教示下さい。	平成28年8月から平成29年5月支払い分までが最初の1年度分となります。
37		○	20	7	5	59	4			維持管理及び運営業務の契約保証	契約金額の変更があった場合には、市は保証金の増額を、SPCは保証金の減額をそれぞれ請求することができるとのことですが、維持管理・運営費は物価変動や食数の増減等により契約金額が変動します。当初から発生し得る契約金額の変更であっても、その都度増額や減額を行う必要があるのでしょうか。	提案書(入札書等)に記載の金額をベースに計算するため、毎年度の変動は考慮しないものとします。
38		○	21	7	5	59	4			維持管理及び運営業務の契約保証	但書について、「ただし、保証の額の変更に伴う経費は、市の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責に帰すことのできない事由により契約金額の変更があった場合には、市が負担するものとし、事業者の責めに帰すべき事由により契約金額の変更があった場合には、事業者が負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
39		○	21	7	5	59	5			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金を納付した場合、事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により事業契約が解除された場合、当該契約保証金は還付されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40		○	22	8		63	1			サービスの対価の返還	「本来支払う必要のない該当する業務のサービスの対価の相当額(使用不可施設応分、サービス対価未達分)」の算出方法をご教示下さい。	使用不可施設応分あるいはサービスの対価未達分の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価を算出することになります。



## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
41		○	22	9		64				事業者の経営状況に係る報告	条文から会計監査人を置き会計監査報告を提出すると理解致しますがよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
42		○	24	10		68	2	(2)		市による本契約の終了	別紙2に従うと、「相当の期間」とは、「第2回改善勧告にかかる改善計画書記載の改善完了予定日から6ヶ月間」という理解でよろしいでしょうか。	別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」に記載のとおりです。
43		○	24	10		68	2	(3)		市による本契約の終了	「連続して30日以上又は1年間に於いて100日以上」の日数計算において、休日を算入するか否かにつきご教示下さい。	休日は含みません。
44		○	24	10		68	3	(1)		市による本契約の終了	「7日以上継続したとき」の日数計算において、休日を算入するか否かにつきご教示下さい。	No.43を御参照ください。
45		○	24	10		68	2	(3)		市による本契約の終了	(2)のモニタリング規定では、数か月間をかけて猶予期間が定められておりますが(3)においては連続で30日以上サービス水準を満たさないととなっております。(2)と(3)の違いについて、お教えください。	(2)は不適合業務が発覚し、改善勧告等の手続に則っても改善されない場合について規定しています。一方、(3)は、(2)の規定にかかわらず、要求サービス水準の未達の状態が継続または繰り返し発生した場合について規定しています。
46		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	「事業者は、…違約金を直ちに支払うものとする。」とありますが、本号イ、第(2)号イ、第69条及び第71条等において、市の支払については「…契約解除等における支払条件については、市と事業者の協議により決定する。」とされており、事業契約書においても、「市と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、…事業契約を締結し」とされていることから、事業者の支払条件についても「市と事業者の協議により決定する。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
47		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡前に事業契約が解除となった場合、第36条に基づく契約保証をもって、調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に相当する金額の10分の1の違約金に対応するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	違約金の算定において、暫定措置によって5%の消費税率が適用されず、消費税が増税された場合、解除時の違約金は増加するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
49		○	25	10		68	4	(1)	ア	市による本契約の終了	事業者の責めに帰すべき事由により、事業が終了した場合の違約金について、履行保証保険等の活用することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
50		○	25	10		68	4	(1)	イ	市による本契約の終了	「相当する金額」という記載では明確でなく、実際に本条項を適用するときに困難が生じるものと思われしますので、明確な表現にして頂けないでしょうか。併せて当該額に係る消費税等相当額も含めて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。市が本施設の出来形部分を検査し、工事費内訳書により算出するため「相当する金額」としています。また、消費税等相当額も含まれます。

事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
51		○	25	10		68	4	(1)	イ	市による本契約の終了	事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利の行使については、「それ以外に手段がないと合理的に認められるときに限る。」としていただけないでしょうか。(ただし書きとしての追記をご検討いただきたく。)	原案のとおりとします。
52		○	25	10		68	4	(1)	イ	市による本契約の終了	出来形部分には、設計費、工事監理費、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、社会通念上買い取ることが合理的であると判断できる場合については、貴市は合理的な理由なしに買い取りを拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	前段：出来形部分を検査の上、合格した部分について提出された工事費内訳書を基に算定する相応する価格となります。 後段：お見込みのとおりです。
53		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	「年間の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価」とございますが、これは「別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「エ維持管理費」及び「カ運営費」に相当する金額」と同義という理解で宜しいでしょうか。	「エ維持管理費」「オ消費税等」及び「カ運営費」「キ消費税等」に相当する金額となります。
54		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	第59条2項にて、契約保証金を維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の1/10以上としている一方で、本項の違約金の算定は維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の3/12相当と規定されており、契約保証金と違約金が異なっております。金額に差を設ける理由をご教示下さい。	契約保証金については、ふじみ野市契約規則第22条に準じて1/10としておりますが、違約金については、当該事業の継続の重要性を鑑み、事業継続に必要と想定される期間を補填することを想定した金額としております。
55		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	契約保証金の金額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の3/12に相当する金額とのことですが、ここで規定されている「年間」とは具体的にいつを指すのでしょうか。維持管理・運営費は物価変動や食数の変動に伴い金額も変動するため、「年間」の定義が過去1年間の実績を指す場合及び入札時に用いた数値を採用する以外、解除時点では違約金額が確定しません。	入札時に提案された数値を採用します。
56		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	維持管理業務において各種修繕・更新業務が含まれています。当該修繕・更新業務の実施相当額は年度によって増減がありますが、一方で、受注者は貴市より毎年同額の修繕・更新業務相当額を受け取ります。そのため事業契約解除時に、受注者が貴市より受け取った修繕・更新業務相当額の累計が、受注者が実施した修繕・更新業務相当額の累計より多い場合もありえます。その場合には、当該超過額は、貴市へ返還する必要があるのでしょうか。逆に、実施相当額累計が、受け取った修繕・更新業務相当額累計より多い場合は、当該超過額は貴市が受注者へ支払うのでしょうか。	修繕に係った金額が市が支払う対価よりも超過する場合でも返還の必要はありませんが、不足する場合であっても別途支払うことはありません。修繕については予防保全の考えにより実施するものであり、適切に実施してください。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
57		○	25	10		68	4	(2)	ア	市による本契約の終了	この場合の違約金は「年間の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の12分の3に相当する金額」となっていますが、第59条第2項(債務不履行)の契約保証金の金額は「維持管理及び運営業務に係る年間のサービス対価の10分の1以上」となっています。両者の金額に相違がある理由につき、ご教示願います。	No.54を御参照ください。
58		○	25	10		68	4	(2)	イ	市による本契約の終了	事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡後に事業契約が解除となった場合、第59条に基づく契約保証をもって、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に相当する金額の12分の3の違約金の一部に充当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59		○	26	10		69	1			事業者による本契約の終了	貴市による義務違反についての、催告後の是正期間ですが、当該事象の対象が「サービス対価の支払義務その他、本契約上の重要な義務についての違反」という重大な事象であることを鑑み、180日間というのはあまりにも長く、90日間(3か月間)程度への変更をご検討いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
60		○	26	10		69	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	「相当する金額」という記載では明確でなく、実際に本条項を適用するときに困難が生じるものと思われまので、明確な表現にしていけないでしょうか。	No.50を御参照ください。
61		○	26	10		69	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	前条第4項第(1)号アにおいて「なお、違約金の支払いにより市の事業者に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記されていることから、事業者による本契約の終了の場合においても「なお、買い取り代金の支払いにより事業者の市に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
62		○	26	10		69	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	「相当する金額」に係る算出の考え方につきご教示願います。	No.50を御参照ください。
63		○	26	10		69	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	金融機関との融資契約が、中途解約となった場合の違約金(ブレイクファンディングコスト)についても、市からの支払に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市の不履行と相当な因果関係の範囲にある合理的な金額と認められるものであれば、お見込みのとおりです。
64		○	26	10		69	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	「…事業者の下請負人との契約解除により」を「…事業者の委託先又は下請負人との契約解除により」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
65		○	26	10		69	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」とありますが、利益の捉え方は考え方により様々であり、3年の始期と終期も明確でなく、逸失利益の額を証明することは容易ではないと予想されることから、「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」に代えて、前条第4項第(1)号アに定める事業者が市に支払う違約金と同様に「別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に相当する金額の10分の1の違約金」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
66		○	26	10		69	2	(1)	ウ	事業者による本契約の終了	第68条の貴市による本契約の終了においては、解除時の機器等撤去費用を事業者が負担することが明記されておりますが、事業者による本契約の終了を規定している本条には解除時の機器等撤去費用の負担者が明確となっております。当該撤去費用については貴市がご負担されるという理解してよろしいでしょうか。同項(2)ウも同様。	お見込みのとおりです。
67		○	26	10		69	2	(2)	ア	事業者による本契約の終了	前条第4項第(2)号アにおいて「なお、違約金の支払いにより市の事業者に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記されていることから、事業者による本契約の終了の場合においても「なお、未払いの金額相当額の支払いにより事業者の市に対する損害賠償を妨げるものではない。」と明記して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
68		○	27	10		69	2	(2)	イ	事業者による本契約の終了	「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」とありますが、利益の捉え方は考え方により様々であり、3年の始期と終期も明確でなく、逸失利益の額を証明することは容易ではないと予想されることから、「事業者が得られていたはずの3年分の逸失利益」に代えて、前条第4項第(2)号アに定める事業者が市に支払う違約金と同様に「年間の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の12分の3に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の違約金」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
69		○	27	10		71	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	「相当する金額」という記載では明確でなく、実際に本条項を適用するときに困難が生じるものと思われますので、明確な表現にして頂けないでしょうか。	No.50を御参照ください。
70		○	27	10		71	2	(1)	ア	当該解除が本施設の引渡前になされた場合	「相当する金額」に係る算出の考え方につきご教示願います。	No.50を御参照ください。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
71		○	29	11		73	3	(1)		法令変更に係る協議及び追加費用の負担	本事業に直接関連する租税とは具体的に何をさすか、ご教示願います。	法人税等が該当します。
72		○	30	13		76	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	この規定ですと不可抗力に係る費用は一定金額までは一方的に事業者の負担となることから、「…てん補されなかった費用のうち、100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とする。但し、事業者は施設引渡しまでの期間において、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費、工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額を上限として負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
73		○	30	13		76	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	この規定ですと不可抗力に係る費用は一定金額までは一方的に事業者の負担となることから、「…てん補されなかった費用のうち、100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とする。但し、事業者は同一事業年度内において、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「エ維持管理費」及び「カ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額を上限として負担するものとする。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
74		○	30	13		76	3	(3)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	施設引渡し後に、不可抗力による追加費用が、同一事業年度内に数次にわたって発生した場合、「維持管理及び運営相当額の100分の1」を上限として事業者負担とありますが、これは当該事業年度における「維持管理及び運営相当額の100分の1」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75		○	30	13		76	3	(3)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	事業者が付保義務のある保険の購入又は維持を怠らなかったとしても保険でてん補されない追加費用については事業者の責任はないことから、「事業者が付保義務のある保険の購入又は維持を怠ったことにより当該追加費用が保険によりてん補されない場合は、保険によりてん補されるはずだった追加費用については事業者が負担する。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

## 事業契約書(案) 質問・回答一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
76		○	31	14		78				関係者協議会の設置	関係者協議会とは具体的にどのようなことを決議する組織でしょうか。開催頻度等についてどのようにお考えかご教示ください。	事業契約書に記載のとおり、本事業全般に関する協議を行うために、関係者協議会を設置するものとし、詳細については、事業契約締結後、市及び事業者は、速やかに、関係者協議会の組織・運営に必要な事項を定めるものとしています。
77		○	31	14		78	4			関係者協議会の設置	「事業者は、必要があると判断したときは、市に対し関係者協議会の招集を請求することができ、市は不合理に拒絶してはならない。」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
78		○	31	14		79	1			関係者協議会の構成員	協議会への事業者側出席者が3名というのはあまりにも少なく、必要な議論ができないことが考えられますので、ここで人数を定めるのではなく、「必要に応じて市及び事業者にて定める」との規定ではいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
79		○	31	14		79	3			関係者協議会の構成員	関係者協議会において、資金的な議題(対価支払スケジュール・損害・増加費用ほか)が発生するもあり、事業者の財務モニタリングを担う立場で融資金融機関からも意見を表明する機会を与えていただきたく存じます。関係者協議会においていずれかの参加当事者から融資金融機関の参加を求めた場合は、これを認めていただけますでしょうか。	必要に応じて、関係者協議会への融資金融機関の参加を可能とします。
80		○	33	15		84	5			著作権の利用等	「ただし、事業者固有の技術やノウハウを含むものについては、市は事業者と事前に協議する。」との追記をご検討いただけませんでしょうか。	御指摘の趣旨を踏まえ、事業契約書(案)を修正します。

## 契約書別紙

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	34		(7)			用語の定義	「その附帯施設」とは具体的に何でしょうか。	要求水準書P14の表に示すとおりです。
2	2	36	2				モニタリング及びペナルティの考え方	事業者へ支払うサービスの対価のうち、該当する業務に相当する金額を減額するとあります。この該当する業務とは例えば、「維持管理及び運營業務一括」ではなく、内容により、維持管理業務のみとするような運用とされるのでしょうか。	維持管理業務及び運營業務それぞれについて、本事業の対象範囲内の業務に該当するものを指します。
3	2	36	2				モニタリング及びペナルティの考え方	減額対象となるサービス対価は、同項(2)記載の通り、「維持管理及び運營業務のサービスの対価」のみで、本施設の引渡し時に業務が完了している「設計及び建設工事等の業務の対価」は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	2	38					モニタリング及びペナルティの考え方	一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)の算出方法をご教示下さい。	「一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)」は、提案内容をもとに面積按分等により算定します。
5	2	38					モニタリング及びペナルティの考え方	一日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)の算出方法をご教示下さい。	「一日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)」は、対応するサービス対価の見積書をもとに算定します。
6	2	38					モニタリング及びペナルティの考え方	「減額：一日あたりの $\dots \times 1.5 \times$ 日数」の日数はいつからいつまでの日数となるのかご教示下さい。	第1回改善完了予定日から第2回改善完了予定日までの間で、サービスが改善されたことを市が確認した日までを想定しています。
7	2	38					モニタリング及びペナルティの考え方	「第2回改善勧告までに $\dots \times 0.5 \times$ 日数」の日数はいつからいつまでの日数となるのかご教示下さい。	第1回改善完了予定日から第2回改善勧告日までの間で、サービスが改善されたことを市が確認した日を想定しています。
8	2	38					モニタリング及びペナルティの考え方	「減額：一日あたりの $\dots \times 3 \times$ 日数」の日数はいつからいつまでの日数となるのかご教示下さい。	第2回改善完了予定日から6か月までの間で、サービスが改善されたことを市が確認した日を想定しています。
9	2	38					モニタリング及びペナルティの考え方	図-1に記載の事項は参考例として記載したもので、フローの猶予期間やペナルティの金額等は市と事業者が協議の上決定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	4	40	1		1		サービスの対価の支払い方法	割賦手数料に係る基準金利はLIBORとのご指定ですが、金融機関からの調達金額が少額である場合に、金融機関によってはLIBOR調達が困難であるケースが予想されます。従いまして、本件においてはTIBORベースに変更されることをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
11	4	40	1		①		サービスの対価の支払い方法	当該条項では設計及び建設工事等業務のサービスの対価における基準金利決定日の記載がございませんが、別紙5記載の引渡し予定日の2営業日前と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	ア 施設費の内訳に事業者の開業に伴う諸費用とありますが、これは要求水準書の運営業務の対象範囲である開業準備業務という理解でよろしいでしょうか。	SPC設立経費や、開業準備業務のパンフレットやDVD作成の費用については「事業者の開業に伴う諸費用」に含めてください(開業準備業務の調理リハーサルなどの業務は運営業務費とし、支払の詳細は事業者の提案によるものとします)。
13	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	引渡し日までの事業者の運営費は(1)施設費等に含まれますでしょうか。また、含まれない場合、どの項目に内訳されますでしょうか。	No.12を御参照ください。
14	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	開業準備業務に係るサービスの対価は維持管理及び運営業務のサービスの対価に区別されるとの理解でよいでしょうか。	No.12を御参照ください。
15	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	開業準備業務に係るサービスの対価はどのように支払われるのでしょうか。支払時期及び支払い方法(一括支払等)をご教示ください。	No.12を御参照ください。
16	4	40	1				サービスの対価の支払い方法	「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」の内、配送車両調達費は維持管理・運営業務の開始前に行う初期投資であるため、表2のア施設費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるように記載してください。
17	4	41	1		②		サービスの対価の支払い方法	・・・原則として、毎支払い時に同額が支払われるものとする。とありますが、運営業務の食数変動による変動費分を設定しない場合と理解致しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	4	42	2				表3	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	4	44	2				表4	支払時期5月に対応する維持管理業務期間は1～3月、同8月は維持管理業務期間4～6月、同11月は維持管理業務期間7～9月、同2月は維持管理業務期間10～12月で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	4	44	2				表4	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	No.18を御参照ください。
21	4	46	2				表5	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	No.18を御参照ください。



## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
22	4	46	2				表5	運營業務の範囲に「開業準備業務」が含まれ、平成28年1月～3月に実施しますが、開業準備に係る運營業務のサービス対価は、いつ支払われるのでしょうか(どこに計上すればよろしいでしょうか)。	No.18を御参照ください。
23	4	46	2				表5	平成28年2月の第1回目の支払いでは「一時支払金」のみ支払われるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	4	48	2				表6	支払時期平成28年5月に対応する費用は開業準備期間の「その他の費用」という理解で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	4	48	2				表6	「消費税及び地方消費税相当額」は提案時の税率5%摘要で問題ないでしょうか。	No.18を御参照ください。
26	4	49	3		①		設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払い方法について	設計及び建設工事等業務のサービス対価の割賦部分について、利息計算期間をご教示ください。支払方法から考えると施設引渡日(平成27年12月28日)から平成42年12月末までとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	4	49	3		①		設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払い方法について	設計及び建設工事等業務のサービス対価の割賦部分について、支払いは平成28年5月～平成43年2月の全60回との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	4	50	1				サービスの対価の改定方法	「各回の支払金額については、事業期間を通じた元利均等返済として、…」とありますが、「割賦手数料の適用金利見直しの前後それぞれの事業期間を通じた元利均等返済」、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	5	51	3				サービスの対価の改定方法	その他これらを実施する上で必要な関連業務とありますが表2サービスの対価の構成の(4)その他の費用に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	5	50	1				サービスの対価の改定方法	建築工事等業務に係る物価変動について、ふじみ野市建設工事請負契約約款第25条では「請負契約締結の日から12月を経過した後～」と規定されています。本事業では、入札から事業契約締結まで5ヶ月程度の期間がありますので、入札日から12ヶ月を経過した後には物価変動に基づくサービス対価の変更を請求できるようにして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
31	5	50	1				サービスの対価の改定方法	「…未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いた改定を行なうこととして別途定めるものとする。」とありますが、これは、「…未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いて別途定めるものとする。」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	5	50	1				サービスの対価の改定方法	平成37年12月末に基準金利の改定がありますが、改定後、残期間は約5年ですが、基準金利は10年物の金利スワップレートを使用することとなっています。念のための確認ですが、10年物の金利スワップレートを使用するという点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	5	50	1				サービスの対価の改定方法	割賦手数料の10年後の改定について、用いる基準金利は「6ヶ月LIBORベース10年物」とありますが、金利改定後の残期間は約5年ですので「5年物(円-円)金利スワップレート」とするべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
34	5	50	1				サービスの対価の改定方法	引渡予定日が変更された場合、初回の基準金利決定日は、変更後の引渡予定日の2営業日前に変更されるのでしょうか。またその場合、10年後の基準金利決定日は引渡し予定日から10年後の2営業日前に変更されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	5	50	1				サービスの対価の改定方法	各基準金利の適用期間は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 ①初回基準金利:施設引渡日の翌日から平成37年12月31日まで ②第2回基準金利:平成38年1月1日から事業期間終了日まで	お見込みのとおりです。
36	5	50	1				サービスの対価の改定方法	初回と第2回の基準金利が異なれば、前10年間と後5年間の元利均等額(割賦元本+割賦金利)は異なるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	5	50	2				サービスの対価の改定方法	「…固定費及び変動費の考え方については事業者の提案によるものとする。」とありますが、これは「…固定費及び変動費は事業者の提案によるものとする。」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	5	50	2				サービスの対価の改定方法	固定費及び変動費の考え方については事業者の提案によるものとすると思いますが、5,300食をベースに最大7,000食を想定した変動費の設定という理解でよろしいでしょうか。間違いであればご教示願います。	5,300食をベースに要求水準書P8の推計値を基準に算定してください。
39	5	50	2				サービスの対価の改定方法	食数についての四半期ごとの実績値とは、要求水準書8ページ3にある提供実施日の2稼働日前の12時までに連絡された食数の合計との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、学級閉鎖等により通知日と異なる場合があります。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
40	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「・維持管理及び運営業務のサービスの対価(公租公課を除く)」とありますが、ここでいう公租公課とは消費税及び地方消費税相当額のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「・改訂方法については、・・・と比較して1.5%以上の差が生じた場合、・・・」とありますが、これはP51の※ 改訂率(CSPI(t-1)/CSPIs)が1.5%以上になった場合にサービスの対価を改訂する、という理解でよろしいでしょうか。 また、表7には「使用する指標」が複数あるため、改訂率も複数となり、一方、維持管理及び運営業務のサービスの対価も「別紙4の2支払い金額及び支払いスケジュールについて」分かれて記載されていることから、どの指標に1.5%以上の差が生じた場合にどの対価を改訂するのか、具体的にご教示下さい。	前段:(CSPI(t-1)-CSPIs)/CSPIsが±1.5%以上になった場合となります。 後段:表7に記載のとおりです。
42	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「・ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とする・・・」とありますが、第73条第3項第(1)号において「・・・消費税、地方消費税に関する法令変更の場合は、市が負担するものとする。」とされていることから、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分についても対象とすべきではないでしょうか。	消費税の増税分は別途市側で支払いますが、さらに消費税増税分の物価上昇分も市側で支払うことにすると、二重で支払うことになりかねないため、原案のとおりとしています。
43	5	50	3				サービスの対価の改定方法	「前回改定年度(初回改定時に対しては平成25年1～12月の指数の平均値)」となっておりますが、「年」と「年度」を比較するということでしょうか。	「改定方法については、毎年8月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局」を用い、前改定年度の前年(初回改定時に対しては平成25年)の1～12月の指数の平均値と比較して1.5%以上の差が生じた場合、表7に定める指標に基づき次年度分のサービスの対価の改定を行います。
44	5	50					サービスの対価の改定方法	前回改定年度とは(前年度の4月から3月の指数の平均値)を指すのでしょうか、また初回改定を「年度平均」ではなく「年平均」とした理由もお教えください。	No.43を御参照ください。
45	5	50					サービスの対価の改定方法	消費税増税に伴う増加分については物価改定の対象外となっておりますが、具体的には「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を用いることとなるのでしょうか、また物価改定を行うのは毎年いつごろ行えば良いのでしょうか、また遡及訂正があった場合の対応もお教えください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:No.43を御参照ください。

## 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	(a)	項目等	質問内容	回答
46	5	51	3				サービスの対価の改定方法	表7中の「食器類・食缶等の更新業務」は様式H-3 維持管理費、運営費及びその他費用見積書(内訳表)内のどの項目に該当しますでしょうか。「食器・食缶・什器等の更新業務」のみ該当という理解で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	5	51	3				サービスの対価の改定方法	表7中の「警備保安業務」は様式H-3 維持管理費、運営費及びその他費用見積書(内訳表)内のどの項目に該当しますでしょうか。「保安警備業務」のみ該当という理解で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「・・・企業向けサービス価格が著しく変動した場合は、・・・」とありますが、「著しく」とは、何パーセント程度の変動を想定しておられるのでしょうか。	社会通念上の著しい範囲と御理解ください。
49	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「・・・市場価格の実態にあうよう、市及び事業者の協議によるものとする。」とありますが、これは企業向けサービス価格が著しく変動した場合でも、市場価格の実態に合っている場合は、市及び事業者の協議によることなく本項に規定する算式によりサービスの対価の改定を行なう、という理解でよろしいでしょうか。	市場価格の実態にあうよう、市及び事業者で協議することを想定しています。
50	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「技術革新等により維持管理及び運営業務に係る費用が著しく縮減する場合には、・・・」とありますが、「技術革新及び社会情勢の変化等により維持管理及び運営業務に係る費用が著しく縮減又は増加する場合には、・・・」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
51	5	51	3				サービスの対価の改定方法	「各年度の維持管理及び運営業務のサービスの対価は、次式によって表されるものとする。」 また、「Ps(t): 事業契約書等に示すt年度のサービスの対価」とありますが、t年度のサービスの対価改訂時にt+1年度以降のサービス対価は改訂せず、事業契約締結時の金額のままである、という理解でよろしいでしょうか。	t+1年度以降についてもサービスの対価は改訂します。その際には、覚書に記載し、それをもって、事業契約書等とすることを想定しています。
52	5	51	3				サービスの対価の改定方法	日本銀行の「企業向けサービス価格指数」は基準年度が5年毎に改定されるたびに、項目の変更や規準値の変更があり、継続性が保たれません。当該指数の基準年度改定時の取扱いはどのようにお考えでしょうか。	企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態にあうよう、市及び事業者の協議によるものとします。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		3	1	3	2	(2)	④		建設・工事 監理業務	「近隣」の表記がありますが、周辺家屋の具体的な範囲の提示をお願いいたします。	「ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」第2条第2項(3)にある近隣住民の範囲以上として提案してください(本事業の建築物が、同条例の中高層建築物に非該当の場合も同様)。また、本事業予定地に至る直近の進入道路沿道の住宅も含むものとします。
2	○		5	1	3	4				光熱水費の 負担	維持管理及び運営期間中の光熱水費は貴市負担とありますので、運営業務の範囲に含まれる開業準備業務に係る光熱水費も貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		5	1	3	4				光熱水費の 負担	光熱水費については貴市負担と明記されていますが、水道加入金ならびに下水道受益者負担金についても貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		5	1	3	4				光熱水費の 負担	光熱水費については貴市負担と明記されていますが、水道加入金ならびに下水道受益者負担金についても貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	No.3を御参照ください。
5	○		5	1	3	5			iii)	設計・建設 期間	「事業契約締結日～平成27年12月末」と約2年間ありますが、工程等を検討するにあたり事業者の設計・建設期間以外の部分(市役所内の各課協議、委員会、審議会、コンサル等)に要する手続きや想定所要期間、事業者として作業量(追加作成資料名等)の提示をお願いいたします。	提案内容により協議内容が異なるため、現時点では未定です。
6	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定 地・地域地 区等	市が実施する造成工事について、関連する図面等(水路の断面形状・構造、道路との擦り付け等が分かるもの)をお示し頂けないでしょうか。	現在設計中のため図面等はありませんが、設計趣旨は次のとおりです。 擁壁は既製品のL型擁壁で、フェンス柱の最大設置可能口径は7.5cm、フェンス設置可能な高さ2.0m(ネットフェンス型を想定)、フェンス建込み最大高さ(根入れ)25cm、フェンス柱の基本ピッチ2.0mです。擁壁天端厚は20cm計画宅盤からの立ち上がりは5cmです。また、擁壁設置位置は、敷地境界線上ですが、隣接地番132に接する部分は境界線から2cm離して築造します。 計画宅盤は西側市道第75号線との境界の高さに擦りつけます。
7	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定 地・地域地 区等	「造成工事は、本市で実施する。(平成26年10月頃完成予定)」とありますが、計画図等の提示をお願いいたします。また、「平成26年10月」とありますが、それ以前は、予定地内での調査作業等はできないのでしょうか。	前段:No.6を御参照ください。 後段:事業契約締結後、調査作業は可能です。
8	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定 地・地域地 区等	市が実施する造成工事について平成26年10月頃完成予定とありますが、本施設の建設工事に着手できる日付を具体的にお示し頂けないでしょうか。	建設工事に着手できる日は平成26年11月1日と想定してください。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
9	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定地・地域地区等	「造成工事は、本市で実施する。」とありますが、水路の切り直しに関しても貴市の造成工事に含まれるとの解釈で宜しいでしょうか。又、西側市道第75号線沿いに二カ所灌漑用水と思われる配管がありましたが、これらは造成工事の際に完全に撤去される予定なのでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
10	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定地・地域地区等	「造成工事は、本市で実施する。(平成26年10月頃完成予定)」とありますが、造成後の地耐力はどの程度を想定されていますでしょうか。建設機械(杭打機やクレーン等)が設置するために必要な地耐力は確保されていると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	本施設の建築に必要な地耐力は確保できると想定していますが、造成工事完了後1年未満においては、不同沈下の可能性が考えられますので、必要に応じて、建設機械の載り込み前には平板載荷試験等により地耐力を確認し、地耐力不足が考えられる場合には必要な対策を講じてください。
11	○		6	1	6	1	(1)	⑧		事業予定地・地域地区等	「造成工事は、本市で実施する。」とあり、昨年12月公表の「要求水準書(案)等への質問及び意見の回答 No.18」において工事の概要(計画図、計画地盤高)を入札説明書に公表されるとの回答となっておりますが、いつ頃公表いただけるのでしょうか。	現在設計中のため図面等は公表できませんが、設計趣旨はNO.6のとおりです。
12	○		7	1	6	3				提供食数	児童・生徒・教職員数について推計値をご提示いただいておりますが、要求水準書(案)に係る質問回答No.20では、最大学級数も「入札説明書公表時に提示します」とのことでしたので、事業期間中の各学校学級数の推計値をご提示いただけますでしょうか。	最大学級数は220学級(推計値)を想定しています。
13	○		8	1	6	3				提供食数	提供実施日の2稼働日前の12時までに連絡があるのは食数の変更があった場合のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	○		8	1	6	4				配送校	アレルギー対応食を大井給食センター配送地域の学校へも配送するということが、指定車輛での配送以外、配送方法に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	○		8	1	6	4				配送校	大井給食センター配送地域へのアレルギー対応食は、大井学校給食の献立に合わせた調理を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	本施設と大井学校給食センターの献立は、統一することを予定しています。
16	○		8	1	6	4				配送校	アレルギー対応食について、大井給食センター管轄の各学校への配送到着時間は喫食30分前までですか。	要求水準書「資料13」に示す受入目安時刻を参照してください(少なくとも、要求水準書に示すとおり、配送校には、給食開始時刻の30分前までに到着する必要があります)。
17	○		10	2	1	1			iii)	業務の対象範囲	事業者は、「公共建築工事標準仕様書 平成22年版」とありますが、最新版の平成25年版と読み替えてよろしいでしょうか。	「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)平成25年版」とするよう、要求水準書を修正します。
18	○		13	2	3	1	(2)	②	ii)	ゾーニング・諸室配置・動線計画	「ゆとりのある作業スペースの確保に留意して計画すること」とありますが、敷地面積が十分とは言えません。“確保に努める”との理解でよろしいでしょうか。	結構です。可能な限り作業スペースにゆとりが確保できるように努めてください。
19	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・什器備品等	要求水準書(案)に係る質問回答No. 38にて、貴市が持ち込まれる什器・備品の寸法及び数量を「入札説明書公表時に提示します」とのことでしたので、ご提示ください。	別添資料のとおりです。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
20	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	「…市事務室内、市職員更衣室の什器・備品は、全て市で持ち込む予定である。…」とありますが市が持ち込む予定の什器・備品の品名、サイズ、個数等を御提示願います。	No.19を御参照ください。
21	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	市がご準備される什器等の概要及び 寸法をお示してください。	No.19を御参照ください。
22	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	市がご準備される什器等の概要及び 寸法をお示してください。	No.19を御参照ください。
23	○		14	2	3	1	(3)	②		必要諸室・ 什器備品等	箱類とは、具体的にどのような物を想定しているのでしょうか。たとえば、キャビネットや更衣室のロッカーでしょうか。	No.19を御参照ください。
24	○		14	2	3	1	(4)			仕上計画	「建物の長寿命化を図ること」とありますが、想定使用期間をご提示ください。	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1を最低基準としてください。
25	○		15	2	3	1	(4)	②	vi)	仕上計画	天窓を設置しないこととありますが、排煙用の天窓は設置してよろしいでしょうか。	給食調理の衛生管理上問題ない配置であれば、拒むものではありません。
26	○		15	2	3	1	(4)	②	viii)	仕上計画	「…排煙窓は遮光パネルとする」とありますが、直接食品に日光による影響を及ぼす恐れのない室については、適用しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	○		16	2	3	2	(1)			地域性・景 観性	「埼玉県条例等に基づく十分な緑化面積や緑化、樹木本数を確保すること」とありますが、敷地面積が十分とは言えません。“条例等に基づく緑化面積や緑化、樹木本数を確保する”との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	○		15	2	3	2	(2)			環境保全・ 環境負荷低 減	「その他…雨水の再利用、…」とありますが、再利用水を使用するにあたり基準がありましたらお示してください。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条の2、雑用水に関する基準を準用してください。
29	○		18	2	3	4	(1)	⑤	i)	電気設備	受変電設備の容量は5,300食対応の設備でよろしいでしょうか。7,000食対応の設備が必要でしょうか。	開業当初より7,000食対応の設備としてください。
30	○		18	2	3	4	(1)	⑤	i)	電気設備	運営開始時は5,300食対応の設備にして、将来7,000食が必要になったときは設備を増設する計画は可能でしょうか。	NO.29を御参照ください。
31	○		19	2	3	4	(1)	⑦	i)	電気設備	事務室にモニターを設置することとありますが、SPC事務と考えてよろしいでしょうか。	結構です。その際、市職員用事務室でも映像が確認可能なよう、最低限LANの配管配線を設置する等の仕様で提案してください。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
32	○		19	2	3	4	(2)	①	i)	給排水衛生設備	給水設備/必要水量につきまして、要求水準書P8/提供食数に記載のある稼働時5,300食を想定した仕様でよろしいのでしょうか。	7,000食対応の設備としてください。
33	○		20	2	3	4	(2)	②	x)	給排水衛生設備	下水道への排除に必要な除外施設の規模につきまして、要求水準書P8/提供食数に記載のある稼働時5,300食を想定した仕様でよろしいのでしょうか。	7,000食対応の設備としてください。
34	○		21	2	3	4	(3)	①	v)	空気調和設備	「なお、外気を取り入れる換気設備にも温度調節が可能な機能を付加すること。」とありますが、換気設備に温度調節機能を付加しなくても、室内の温湿度をコントロール可能な空気調和方式を採用する場合には、換気設備に温湿度調節機能を付加しなくてもよろしいのでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
35	○		22	2	3	4	(3)	①	v)	空気調和設備	「・・・なお、外気を取り入れる換気設備にも温度調節が可能な機能を付加すること。」とありますが、シックハウス用の作業時間外の換気等は温度調節機能不要と考えております。貴市のお考えをご教示願います。	No.34を御参照ください。
36	○		22	2	3	5				周辺インフラとの接続	事業者が行うインフラの引き込み等については、市が実施する造成工事の最中に行うことは可能でしょうか。	不可です。
37	○		22	2	3	6	(1)			安全性の確保	「浸水対策、・・・に十分留意すること」とありますが、具体的にどのような水害を想定し、どの程度での復旧を想定されているのでしょうか。	「ふじみ野市ハザードマップ(荒川版)」による洪水を想定し、約48時間で水が引くと想定しています。
38	○		23	2	4		(1)		iv)	荷受室等	要求水準書(案)に係る質問回答78にて、「検収簿等の閲覧を予定」とありますが、閲覧方法をご教示ください。	入札説明書 4.7 入札に関する手続(5) 資料の閲覧に記載のとおり、担当窓口にて御確認ください。
39	○		23	2	4		(1)			荷受室	「オ・・・気密性の高い建具で覆い、シャッターを設けること。」とありますが、建具とシャッターとエアーカーテンの3点を設置するとのお考えでしょうか。また、虫・砂塵等の侵入を防ぐ機能を確保できれば、この限りでないと考えてよろしいのでしょうか。	前段:お見込みの通りです。 後段:原案のとおりとします。
40	○		24	2	4		(1)			卵処置室	卵の保管および割卵後に保管する冷蔵庫(卵専用)の設置について、提案は可能ですか。	お見込みのとおりです。
41	○		25	2	4		(1)			器具洗浄室(野菜用、魚肉用)工	「3槽シンク(プラスチックが洗える～)、プラスチックを洗浄できる洗浄機を設けること」とありますが、用途がともにプラスチックの洗浄であり、要求水準書(案)に係る質問一覧のNo.107において野菜用、魚肉用の両方に洗浄機の設置が求められている為、シンクは3槽ではなく1槽や2槽でも宜しいのでしょうか。	不可です。



## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
42	○		25	2	4		(1)			洗浄室	「ウ 洗浄前スペースと洗浄後スペースは行き来できない構造とすること」とありますが、再洗浄を要する物品の洗浄室への運搬の為、出入口を設置してもよろしいでしょうか。	出入口の設置については、事業者の提案によるものとしますが、衛生管理上問題が生じない構造としてください。
43	○		26	2	4		(1)			煮炊き調理室	「コ 調理済み食品の保存食～」とありますが、揚・焼物や和え物も入れるため、非汚染エリアであれば煮炊き調理室以外の場所でもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
44	○		28	2	4		(1)			事務室	事務室におけるLAN環境及びファイア-ウォール等についての基準をお教えてください。	要求水準書第2章.第3節.4.(1).②情報通信設備以外については、事業者の提案とします。
45	○		28	2	4		(1)			諸室の説明	「多目的室は調理員等の食事を行う場所も兼ねることとし」とありますが、見学者の利用についてはどのような用途をお考えですか。調理員の食事中は見学者が立ち入らないようにするなど、利用方法については事業者側の提案とする考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	○		29	2	4		(1)			諸室の説明	市職員の洗濯・乾燥室を設置することとありますが、市職員用事務室に隣接させる必要はありますか。	事業者の提案によるものとします。
47	○		29	2	4		(1)			洗濯・乾燥室	「洗濯・乾燥室はそれぞれ設置すること」とありますが、市職員用の乾燥室は乾燥機に置き換えてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
48	○		29	2	4		(1)			洗濯・乾燥室	栄養士も非汚染作業区域に入室することがあると思われませんが、洗濯機は汚染区域用・非汚染作業区域用の区別なく、1台でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
49	○		32	2	4		(1)			駐車場	「駐車場の仕上げはアスファルト舗装」とありますが、緑地面積確保のため、タイヤの荷重部分のかからない部分については芝+保護ブロックなどにより緑化してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	○		32	2	4		(1)			駐車場	「ウ 駐車場の仕上げはアスファルト舗装(浸透性舗装が望ましい)とし、・・・」とありますが、適切な緑地確保の為、停車部分は緑化ブロック等を使用することは可能でしょうか。	No.49を御参照ください。
51	○		32	2	4		(1)			駐輪場	事業者従業員の駐輪場使用は可能ですか。	事業者の提案によるものとしますが、見学者等の利用がある場合には不足が無いようにしてください。
52	○		33	2	4		(1)			構内通路	緑地面積確保のため、配送車等の通行する構内道路を芝+保護ブロックなどにより緑化してもよろしいでしょうか。	No.49を御参照ください。
53	○		34	2	5	1				開発許可・建築確認等関係手続き	「開発許可申請手続きは不要・・開発許可を要する場合と同等の技術基準を満たす」とありますが、開発指導の事前協議のみでよろしいのでしょうか。市としてどのような手続きを何時までに行い、事業者としてはそれに対して何を行えばよいのでしょうか。具体的にご提示をお願いいたします。	本市の開発指導要綱に基づく事前協議を経て、適合証明(都市計画法施行規則第60条(省令第60条)に基づく開発行為又は建築等に関する証明)を取得のうえ、建築確認申請を提出してください。また、工事着工30日前までに土壌汚染対策法第4条に基づく届け出が必要で、そのほか、景観法に基づく届出が必要になります。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
54	○		34	2	5	1				開発許可・ 建築確認等 関係手続き	「市又は市とSPCとの連名にて行う必要がある諸手続き」とありますが、「市とSPCとの連名にて行う必要がある諸手続き」との理解でよろしいでしょうか。また、建築確認申請以外に連名にて行う手続きのご提示をお願いいたします。	前段:お見込みのとおりです。 後段:No.53を御参照ください。
55	○		35	3	1	5			vii)	業務遂行上 の留意点	「工事資材等搬入路は、東側バイパスから…」とありますが造成工事期間において東側バイパスと市道75号線の交差点の道路拡幅予定はあるのでしょうか。拡張される場合は、建設期間中も引き続き拡張された状態で使用させていただけるのでしょうか。ご教示願います。	拡幅工事の予定はありません。
56	○		36	3	1	5			iv)	業務遂行上 の留意点	「近隣住民へ建設工事の内容を周知徹底して理解を得るとともに、作業時間の了承を得る」とありますが、どのような工事内容の場合を想定していますでしょうか、また、了承とは、どのような形が必要でしょうか。	原則、工事期間中の全工種が対象となります。「了承」の形としては、「ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」にある「説明状況報告書」を準用した報告書を作成してください。報告書の「住民の意見」欄に、反対意見のない状態を「了承」とします。
57	○		36	3	1	5			vii)	業務遂行上 の留意点	「花の木中学校南西角の交差点は使用しないこと」とありますが、そのほかに工事資材搬入路としての制約条件はありますか。	生徒の登校時間について、工事資材等の搬出入を避けてください。それ以外には特別な制約条件はありません。通常想定される範囲で計画してください。
58	○		36	3	1	5			vii)	業務遂行上 の留意点	中学校に隣接していますが、作業時間等の制約条件等はあるのでしょうか。また、当選後に制約条件が変更になった場合のリスクは、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段:登校時間については車の出入りは可能な限り控えてください。 後段:お見込みのとおりです。
59	○		36	3	2	1	(2)		i)	近隣調査・ 準備調査等	「着工に先立ち…周辺家屋影響調査等を十分にを行い…」とありますが、貴市が想定されている周辺家屋影響調査の範囲がございましたらご教示願います。	No.1を御参照ください。
60	○		42	3	3	1	(2)	⑤	i)	皮むき機	皮むき機は可動式と記載がありますが、用途に合わせて移動させる提案が必要ですか。	お見込みのとおりです。
61	○		43	3	3	1	(3)	④	i)	調理釜	揚げ物用に油温を計測できるフライ回転釜を設置と記載がありますが、どのような料理の際、使用しますか。	平成24年12月の要求水準書(案)等への質問及び意見の回答No.147を御参照ください。
62	○		45	3	4					什器・備品 等の調達	什器備品等の調達は7,000食分の数量を調達するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	○		49	4	1	7	(2)		ii)	業務従事者	業務遂行に最適と思われる「業務担当者」を選定するにあたり、「維持管理責任者」が「業務担当者」を兼任する事は可能でしょうか	入札説明書及び要求水準書等で求める要件を充足した者であれば、兼任可です。
64	○		54	4	6	2	(2)	①	vi)	給食エリア	窓ガラスは適宜、清掃を行うと記載されているが、見学通路調理室側の窓ガラスも適宜の清掃との理解で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
65	○		55	4	6	2	(2)	④	v)	受水槽	「定期点検は年3回」とありますが、これは①年1回の水槽清掃時②6～9月での15+12項目水質検査③残り10項目水質検査時と考えてよろしいのでしょうか。	水道法第34条の2で求められている内容を満たす点検を年3回実施してください。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
66	○		55	4	6	2	(2)	④	vi)	排水設備	「排水管は月1回以上点検を行い」とありますが、目視点検が出来ない以上内視鏡検査あるいは高圧洗浄を意味しているのでしょうか	事業者の提案によるものとします。
67	○		55	4	6	2	(2)	④	v)	受水槽	清掃した記録(証明書)とありますが、作業報告書との理解で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
68	○		56	4	6	2	(4)	④	iii)	廃棄物管理	ゴミ置場における生ゴミの保管方法は特に指定はありませんか。	特に指定はありません。衛生管理面に配慮された計画であれば結構です。
69	○		56	4	7					保安警備業務	敷地等の保安を鑑み監視カメラを設置の場合監視モニター等の施設内設置場所は市職員事務所または事業者事務所どちらと考えればよろしいですか。	市職員用事務室に設置してください。
70	○		57	4	8					修繕業務	修繕実施時の①市立会②完成図書への反映とありますが、躯体、内装、設備機器本体等の規模にならない機器修理、小宮繕などの修繕業務につきましても同様の通知、書面の提出が必要となりますか。	書面の提出が必要です。図面に記載できない内容の場合、書面の記載内容については、市と協議するものとします。
71	○		57	4	8					修繕業務	「大規模修繕を見据えた事業期間全体の修繕計画を作成」とありますが、事業契約書(案)第50条2「…事業者が提案した大規模修繕計画を参考に…」との記載につきまの解釈をお教えてください。	予防修繕を基本とし、維持管理及び運営業務期間中には大規模修繕が発生しないと想定しています。ただし、本施設の老朽化の状況について、市の判断と費用負担により、必要に応じて大規模修繕を行う場合があります。
72	○		58	5	1	2				給食調理の基本的な考え方	運営業務期間は、運用開始日(平成28年4月1日)からではなく、「開業準備業務開始日以降」とあるため、平成28年1月からとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	○		62	5	1	12	(4)		iv)	給食調理の基本的な考え方	最低限の電源は必要ですか。	事業者の提案によるものとします。
74	○		62	5	1	12	(4)		iv)	給食調理の基本的な考え方	必要な場合、どの程度の容量を見込みますか。事務所の電灯(照明・コンセント)と空調程度をみていますが、それ以外に必要な箇所はありますか。	No.73を御参照ください。
75	○		62	5	1	12	(4)		iv)	給食調理の基本的な考え方	「3回提供できる熱源を確保し」とありますが、屋外での調理も可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。屋外での場合は、衛生面や天候に配慮して提案してください。
76	○		67	5	6	11				検食	「給食に供されるすべての食品について」とありますが、学校に直送される食品は除くとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	○		67	5	6	12			vii)	配食	アレルギー児童・生徒に対するの別途お茶ですが、仕分室等で配食するのではなく、あくまでもアレルギーとしてアレルギー室で保管・配食したほうがよろしいでしょうか。また、毎日必要分のお茶の納品になるのか、一週間分等のまとめた納品になるのでしょうか。	前段:アレルギー食専用調理室で保管・配食する必要はありません。後段:1週間分等、まとめて納品します。

## 要求水準書 質問・回答一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
78	○		68	5	7	1	(1)	(2)		従事者について	運営期間における配送従事者の健康管理及び衛生管理費用について、様式H-3 運営費の給食配送・回収業務のうち、どの項目に計上すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるようそれぞれ記載してください。
79	○		68	5	7	2			ii)	配送車の確保	「事業者の配送計画に応じて必要な配送車を確保する…」とありますが車両を購入した場合の費用は、様式H-1 施設費見積書 10 その他の初期投資費用に計上してもよろしいでしょうか。それとも様式H-3 運営費の給食配送・回収業務のその他費用に計上し、平準化されるのでしょうか。ご教示願います。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるようそれぞれ記載してください。
80	○		69	5	7	3			iv)	配送車の維持管理	「配送車の清掃洗浄～」と記載にありますが、作業後に清掃洗浄した場合、業務開始前の作業から外してもよろしいでしょうか。	業務開始前に実施してください。
81	○		69	5	7	3				配送車の維持管理	車両維持管理費用としての保険、税金、車検費用について、様式H-3 ①維持管理費(内訳表)に項目がありませんが、運営費の給食配送・回収業務に費用計上すればよろしいのでしょうか。また、その場合はどの項目に計上すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式H-3②運営費(内訳表)給食配送・回収業務のその他の欄に内訳が分かるようそれぞれ記載してください。
82	○		70	5	8	2			v)	本施設の残滓処理	堆肥の配布量についてお教えてください。	平成24年12月の要求水準書(案)等への質問及び意見の回答No.205を参照してください。
83	○		70	5	8	2			iii)	本施設の残滓処理	学校から回収した残食も残滓処理となると記載されておりますが、現状で各学校から回収される残食の量を判断することができる資料はございますか	平成24年12月の要求水準書(案)等への質問及び意見の回答No.214を参照してください。
84										献立表	揚げパンはセンターでパンを揚げるのとの理解でよろしいでしょうか。また、センターであげる場合、パンの大きさ(縦×横×長さ)はどの位でしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:ツイストパン3cm×6cm×20cm、コッペパン5cm×7cm×18cm程度です。
85										献立表	汁物・麺スープ・米・副菜のチャブエとキャベツ炒めの1人前の分量をお教え下さい。	汁物・スープは230～260g、炒め物は50～70gです。
86										献立表	五目酢飯・具と献立にありますが、御飯は米飯業者が各学校へ配送、センターは具を作り、各学校に配送ですか。五目炒飯やそぼろ御飯の具等も同じですか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
87										献立表	揚げ、焼き物室にはソース釜が必要ですか。	不要です。
88										献立表	和え物室で作るタレ作業がありますか。作る場合は温度85℃1分ですか。	ありません。
89										その他	本敷地内に消防水利の設置が必要な場合、設置については市の業務と考えてよろしいでしょうか。	民間事業者が設置してください(民間事業者の費用負担)。

## 落札者決定基準 質問・回答一覧

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		2	3	(2)		事業提案審査	入札説明書における「低入札価格調査基準」についてはフローチャートに反映されるのでしょうか。	低入札価格調査は、落札者の決定後に実施するものであるため、フローチャートには表示しません。
2	○		2	3	(2)		事業提案審査	「本市は提案書に記載される基礎審査項目が充足されているかを確認する。基礎審査項目が充足されていない提案については、失格とし、加点項目審査の評価対象としない。」とありますが、当選後の基礎審査項目に対する提案内容の変更指示・要望については市の負担との理解でよろしいでしょうか。また、当選後、震災復興再生事業優先の影響により、今以上の資材の高騰や作業員・重機の不足などが予想されます。状況に応じて、基礎審査項目も含めて影響を回避・低減するための協議ができるとの理解でよろしいでしょうか。	上段：要求水準書の変更という趣旨であれば、お見込みのとおりです。 下段：お見込みのとおりです。建築工事等業務に係る物価の変動に基づくサービスの対価の変更については、事業契約書別紙5に基づいて対応します。
3		1					I 事業計画	「必要な資金が確保されていることが、金融機関等の関心表明書等により確認できること」とありますが、①銀行融資でなく自己資金(株主ローン等)のみの調達も可能でしょうか。また②リース会社等の銀行以外の金融機関から調達も可能でしょうか。①、②が可能の時、銀行借入の場合とそれぞれ評価に優劣はありますでしょうか。	上段：①、②とも可能です。 下段：適正な事業計画であれば、評価に優劣はありません。
4		2					加点審査項目の評価基準	入札説明書の審査方法において、入札参加者独自の提案に関する審査がありますが、落札者決定基準の加点審査項目には独自提案項目及び配点がございません。独自提案の評価はどのように行いますか。	独自提案の評価は、各項目の中に含まれております。
5		2					加点審査項目の評価基準	要求水準書(案)に係る質問回答No. 179にて、食材調達業務支援(助言)業務についても評価の対象とする方向で検討しているとのことでしたが、評価の対象とされるのでしょうか。評価の対象となる場合、どの加点審査項目に含まれるのでしょうか。また、他の加点審査項目に記載のない業務についても評価の方法についてご教示ください。	前段：食材調達業務支援(助言)業務は評価の対象にはなりません。 後段：落札者決定基準別紙2の加点審査項目の評価基準に基づき評価するため、加点審査項目に記載のない業務は評価の対象とはなりません。

## 別紙2-7

## 様式集(入札参加資格審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○	様式 1-3～ 1-7		参加資格等 要件并関す る書類	設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務以外の業務を担当する企業については、参加資格等要件に関する書類の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式1-2の添付書類として提出してください。
2		様式 1-7			HACCPに対する相当の知識を有する書類と、調理業務の実績を有している書類は主として業務にあたる企業が添付していれば良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		様式 1-7			配送・回収を担当する企業は、本様式に会社概要、定款、決算報告書、登記簿謄本を添付して提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		様式 1-10			受任者の住所記載欄は、受任者の所属部署の住所を記載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 様式集(入札書類審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)		提出部数等	副本分について、代表企業、構成企業、協力企業以外の企業名については、記載してもよいのでしょうか。	副本分について企業名の記載は不可とします。
2	○		1	(2)		提出部数等	副本のファイルの表紙と背表紙に記載する入札参加者名は、入札参加者名ではなく、入札参加表明提出時に与えられる記号を記載するという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		1	(2)		提出部数等	「項目ごとにインデックスを付ける」とありますが、この項目とは、〈入札書類審査書類の構成〉の「項目」を指すのでしょうか。	「入札書類審査書類の構成」に示す表の「分類」ごとにインデックスを付けてください。
4	○		1	(2)		提出部数等	「項目ごとにインデックスを付ける」とありますが、〈入札書類審査書類の構成〉の「分類」ごとにインデックスを付けてもよろしいのでしょうか。	No.3を御参照ください。
5	○		1	(2)		提出部数等	「図面ごとにインデックスを付ける」とありますが、〈入札書類審査書類の構成 3/3〉における「項目」によるインデックスの作成でよろしいのでしょうか。	No.3を御参照ください。
6	○		1	(2)		提出部数等	「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること」とありますが、データ形式はEXCELファイルの様式はEXCEL形式で、その他はPDF形式でよろしいのでしょうか。	CADデータ以外については、作成した元データの形式ファイルにて提出ください。(例)Wordファイルにて作成したものはWordファイルにて提出)
7	○		2			入札書類審査書類における記載内容の留意点	「各書類の右上所定の欄」への入札参加者名の記載は、所定の欄がある様式のみ記載すればよいとの理解でよろしいのでしょうか。	すべてに記載ください。
8	○		2			入札書類審査書類における記載内容の留意点	右上所定の欄に記載する入札参加者名は正本は入札参加者名で、副本は入札参加表明提出時に与えられる記号を記載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 様式集(入札書類審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
9		G-2				資金収支計画表	入札の際、書式下部の「◆備考」及び「◆参考指標」以下は削除しても問題ないでしょうか。削除した分、全体を大きく表示したいと思っております。	削除して構いません。
10		G-2				資金収支計画表	欄外に記載のある◆備考※1～※8及び◆参考指標の算定方法は提出時には削除してよろしいでしょうか。	No.9を御参照ください。
11		H-1				施設費見積書	備考において※5において「金額が、様式A-4、様式H-1、H-2と整合が取れていることを確認してください」とありますが、本様式H-1は施設費見積書であり、維持管理費、運営費及びその他費用見積書である様式H-2とは記載される事項が異なります。様式H-2に施設費についても記載する必要があるとのことでしょうか。	「金額が、様式A-4、様式G-1、様式G-2と整合が取れていることを確認してください」に修正します。
12		H-1				施設費見積書	開業準備に要する費用は「7 事業者の開業に伴う諸費用」に記載するという理解で間違いないでしょうか。それ以外の場合はご教示ください。	お見込みのとおりです。
13		H-1	7			施設費見積書	要求水準書の運営業務の対象範囲である開業準備業務に係る費用は、本欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14		H-1				施設費見積書	SPC設立に要する費用は「10 その他の初期投資費用」に記載するという理解で間違いないでしょうか。それ以外の場合はご教示ください。	「7 事業者の開業に伴う諸費用」に記載してください。
15		H-1			②	施設費見積書	運営費における、食数×食数単価による変動費の記載は、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16		H-2 H-3				金額	千円未満は四捨五入という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17		H-2				維持管理費、運営費及びその他費用見積書(年次計画表)	本様式は、維持管理期間及び運営期間における事業者の費用を記載する様式なのか、様式G-2下段の市の支払う対価の内訳を記載する様式であるのかご教示いただきたくお願いします。	様式G-2下段の市の支払う対価の内訳を記載してください。



## 様式集(入札書類審査) 質問・回答一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
18		H-2				維持管理費、運営費及びその他費用見積書(年次計画表)	平成28年1月末から3月末までの開業準備期間に係る維持管理及び運営業務費は様式H-2に記載すればよいでしょうか。	No.13を御参照ください。
19		H-2				維持管理費、運営費及びその他費用見積書(年次計画表)	様式H-2の各年度の合計に記載する金額が様式A-4の維持管理業務費、運営業務費及びその他の費用の年度ごとの合計金額と同額になるように作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20		H-3	②			維持管理費、運営費及びその他費用見積書(内訳表)	運営業務の範囲に含まれる開業準備業務費は、どこに計上すればよろしいでしょうか。 施設費見積書(H-1)に、「パンフレット・DVD作成」の記載ありますので、「事業者の開業に伴う諸費用」の項目を適宜追加し、開業準備業務費用を施設整備費(イニシャル費用)として計上するとの理解でよろしいでしょうか。	上段:No.13を御参照ください。 下段:お見込みのとおりです。
21		J-9, 10,11				計画図面等提案書類	計画図面等提案書類の設備(電気・給排水衛生・空調換気)において、系統図を作成することになっておりますが、各設備のうち、どの系統を作成すればよろしいでしょうか。	すべて記載ください。
22		J-15 J-16				計画図面等提案書類	単価は定価を円単位で記載すれば良いのでしょうか。	様式J-15,J-16の単価・金額は、様式H-1「厨房機器等設置工事費小計」「什器・備品等小計」の内訳が分かるように、定価ではなく、調達価格を記載してください。

## 基本協定書(案) 質問・回答一覧

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		2	3	1		事業予定者の設立	会社設立には一定の期間が必要であるため、「基本協定後速やかに」を、「事業契約の仮契約締結までに」に変更いただけませんか。(もちろん、事業契約の仮契約締結日ぎりぎりにするつもりはございません。)	訓示的な意味で用いられると御理解してください。現状の記述のとおりとします。
2	○		2	6			事業契約等	「6条の各号のいずれかの事由が生じた場合、事業契約は締結しない。」とありますが、本事業に関しての事由でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		3	6	5		事業契約等	乙の責めに帰すべき事由により事業契約が締結することができない場合の規定がありますが、逆の場合の規定がないことから、本条に第8項として「乙は、甲の責めに帰すべき事由により事業予定者が甲と事業契約を締結することができない場合には、甲に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙4に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を請求できるものとする。」を設置して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	○		3	6	6		事業契約等	前項同様の理由から、本条に第9項として「前項の規定は、乙に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、乙がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。」を設置して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
5	○		3	6	7		事業契約等	前項同様の理由から、本条に第10項として「甲が前2項の賠償金を乙の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。」を設置して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	○		4	9	2		資金調達	「融資を行う金融機関が決定した場合」とは、融資契約が締結された時点のことを言うのでしょうか。	融資契約締結時点に限らず、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合です。

## 基本協定書(案) 質問・回答一覧

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
7	○		4	9	2		資金調達	「当該金融機関等の名称その他甲の指定するものについて甲に提出しなければならない」とありますが、「甲の指定するもの」とは何か、具体的にお示し願います。貸付金利、返済条件等個々の融資条件についても含まれるのでしょうか。また、当該事項について公の縦覧対象となるのでしょうか。	前段：事業契約書や基本協定書等で確認すべき事項に関するものです。 中段：融資条件については含まれます。 後段：縦覧対象となりません。
8	○		4	11			有効期間	事業期間が終了あるいは事業契約が締結に至らずとも、基本協定の第10条、第12条、第13条、第15条の効力は存続するとありますが、これは終期の定めがないとのことでしょうか。終期の定めがない場合、第12条の本事業における談合等の不正行為に係る損害の賠償規定は無期限に効力を有するとのことでしょうか。	記載の通り、事業期間終了の日、若しくは、代表企業に通知した日までとなります。
9	○		4	12	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	第6条第4項各号のいずれかの事由が生じ、事業契約が締結されなかった場合には、第6条第5項に規定されている違約金に加えて、本項に規定されている金額を甲は乙に対して請求することができるとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。